

## 第 4 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年7月29日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

第4回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

日 時 平成14年7月29日(月曜日) 午後1時30分～午後4時45分

場 所 徳山市 アド・ホック・ホテル丸福

議事日程

(議案)

第26号 合併協定項目8「地方税の取扱い」

第27号 合併協定項目16「補助金、交付金等の取扱い」

第28号 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」

(9)「広報・公聴事業」、(12)「交通安全対策事業」、(13)「国際交流等事業」

(協議)

合併協定項目22「新市建設計画」

(その他)

出席委員(会長含む)(40名)

会 長 河 村 和 登

委 員 吉 村 徳 昌	藤 井 康 弘	林 重 男	田 崎 義 雄
大 田 良 充	和 田 明 信	清 永 一 彦	福 田 孝 志
岡 林 久 熊	吉 平 龍 司	末 次 雅 文	兼 石 慧 子
田 村 勇 一	中 村 秀 昭	志 賀 武 男	原 田 聡
倉 住 栄	福 田 文 治	今 井 和 代	廣 本 武 生
兼 重 元	児 玉 研 一	藤 村 周 介	岡 田 実
渡 辺 輝 明	田 中 泰 典	三 浦 義 孝	住 田 宗 士
上 田 悟	中津井 求	徳 本 豊	津 田 孝 道
松 永 正 之	一 原 英 樹	角 田 美 彌 子	土 井 公 夫
石 川 光 生	青 木 孝 二	村 川 哲 夫	

欠席委員(6名)

宗 東 博 昭	宮 崎 進	山 下 波 留 子	黒 神 公 直
西 村 上 一	吉 松 敬 格		

〔午後 1 時 3 0 分開会〕

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から第 4 回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催させていただきます。

まず最初に、会長にごあいさつをお願い申し上げます。

（河村和登会長）

会長として最初に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆さん方、大変お忙しい中を、特に、けさの天気予報を見ておりますと、この夏最高の 36 度と山口県は大変暑い、そういう日程の中で、皆さん方、お元気な顔で御出席をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

きょうは、議案の中の最後の項目お示しをいたしておりますけれども、新市建設計画、周南市のまちづくりマスタープランを皆さん方に御協議をいただきたいと、このように考えております。

この新市建設計画につきましては、今まで過去振り返ってみますと、3 市 2 町の合併協議会の中で 3 年かけて御協議を申し上げてきたわけでございますけれども、この協議を生かして、2 市 2 町におきましても、20 のリーディングプロジェクトもそうなんですけれども、しっかり皆さん方の御議論をいただきたい、そのように考えております。

先日、全国市長会で、私も吉村さんも東京におりましたけれども、日本の国はこれからどう進んでいくべきかというざっくばらんな意見交換の中で、ある大学の教授の話の中で、今から 100 年たつと 1 億 2,500 万の国民が 6,000 万になる。日本の活力をさらにということになると、毎年 100 万ぐらい外国から労働者を入れないと活力は生まれないんじゃないかというお話があったわけでありまして、現実的には、御存じのように、出生率が 1.3、そういう中で、この周南地域も少子高齢化の波が押し寄せておりますことは事実であります。

そういうこと等を考えてみますと、この周南が山口県で一番元気のある、すてきな中核都市として発展するためには、やはり天然の良港等々、今、徳山下松港にありましては、世界航路 8 航路が動いておりますけれども、そういう自然環境等もしっかりとらまえて、マスタープランの中で御議論をいただきながら、子供たちの未来にすてきな中核都市をつくっていききたいものだ、そのような思いもしているところであります。

ぜひ、後ほどお示しを申し上げます新市建設計画、財政計画の中で、御意見等をいただきたいと思っております。皆さん方の御出席に心から感謝を申し上げまして、会長のごあいさつとさせていただきます。きょうは、ありがとうございました。

（事務局）

それでは、早速、議事に入りたいと思っておりますけれども、本協議会の議長は、規約により会長が務めるということになっておりますので、これからの議事の進行は会長をお願い申し上げます。

（河村和登議長）

それでは、早速でございますけれども、御案内申し上げます会議次第に基づきまして、今から進めさせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員さんでございますけれども、徳山市の末次委員さん、新南陽市の津田委員さん、熊毛町の田崎委員さん、鹿野町の青木委員さんとさせていただきます。委員の皆さん方、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の第26号でございます。合併協定項目8であります「地方税の取扱い」を議題とさせていただきます。

事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第26号合併協定項目8「地方税の取扱い」について御説明を申し上げます。

御承知のように、現行の地方税法では、市や町が課することのできる税といたしまして、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と都市計画税、入湯税などの目的税がございます。このうち、関係する市や町の間で課税する税目や税目によって税率が異なっている場合がございます。こうした場合、合併後、直ちに新市の全区域にわたって均一の課税をすることが住民にとって著しく均衡を欠くことになる場合、不均一課税ができるという特例がございます。議案等関係資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

さきの3市2町の合併協議会で協議決定いただきましたときには、この特例の期間が合併年度及びこれに続く3年度間でございました。しかし、平成14年の3月の改正で5年度間に延長をされております。

以上のことを踏まえまして、まず、個人の市民税でございますが、2ページをお開きいただきたいと存じます。均等割につきましても、その額が人口区分によりまして定められております。合併後の新市は、人口5万以上50万未満の区分になることから、年額2,500円となりますけれども、合併特例法を適用いたしまして、合併年度及びこれに続く5年度間は、不均一課税とするものでございます。納期につきましても、第1期分の納期が、新南陽市のみ6月17日から6月30日となっており、1市2町につきましても、6月1日から6月30日ということになっております。これは、事務手続の関係でございますので、調整案を「徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する」といたしております。

次に、法人市民税でございますが、4ページをお開きいただきたいと存じます。法人税割の税率が鹿野町のみ標準税率の12.3%となっております。これにつきましては、制限税率の14.7%で調整することといたしておりますけれども、個人市民税と同様に、合併年度及びこれに続く5年度間、不均一課税とするものでございます。

以下、固定資産税の納期、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税、鉱産税の取扱いにつきましては、議案関係資料5ページから11ページに一元化調書を添付いたしておりますけれども、3市2町合併協議会で決定をいただきました内容を変更することなく調整案といたしております。

なお、7月24日に開催されました幹事会に御提案をし、御承認をいただいていることを御報告申し上げ、議案第26号の提案理由といたします。

よろしく御審議の上、御決定のほどお願いをいたします。

(河村和登議長)

事務局の方から議案第26号としてお示しをいたしております合併協定項目の8であります「地方税の取扱い」、今、事務局の方で説明を申し上げましたけれども、何か皆さん方の方でお気づきの点、御質問、御意見がございましたら、遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。はい、どうぞ、田中委員さん。

(田中泰典委員)

熊毛町の田中ですが、都市計画税について、若干質問したいんですが、対応策では、都市計画法第7条第1項に規定する都市計画が定められた場合は、熊毛町も課税をされるというふうになっておりますが、第3回合併協議会の議案25号の「都市計画・建設事業」では、「新市移行後も現行どおりとする」というふうになっております。このあたりの整合性について若干説

明をお願いしたいと思うのですが。

(河村和登議長)

この前、田中委員さんの方から都市計画税について触れられましたけれども、これは私の私見ですけれども、例えば、徳山市の実例をお話申し上げますと、昭和45年12月25日ですか。新都市計画法が施行されて、市街化区域、市街化調整区域ができて、市街化区域が八つの用途地域の指定をいただきまして、そして、徳山市でも、大津島も調整区域、あるいは須々万は白地地域ということで、都市計画税はいただいておりませんけれども、都市計画区域にあっては、御存じのように、固定資産の100分の0.2ですか、都市計画税を賦課しておりますけれども、新市になりましたら、今の現状のまま都市計画税を賦課しているところはそういう形でしょうし、線引きがまた新たに起きて、都市計画区域が決まった後には、都市計画税について議論を申し上げ、もちろん議会の議決をへて都市計画税が賦課されるようになるんじゃないかと、そのように思っております、この今の御質問の新市における都市計画税については、今の2市2町の都市計画税が課せられているところはそのままいくということで認識をいたしております。そういうことでいいですか。はい。

(田中泰典委員)

問題は、熊毛町がいつごろ課税されるような時期になるのかという辺がおわかりにならなければ、今のところ予定がつかないということであれば、そのように承知、理解をいたしますが、わかればと思ったんですが。

(河村和登議長)

税に詳しい部長の方からちょっと。

(住田宗士委員)

部会長といたしまして、私の方からお答えをしたらというふうに思っております。

今、都市計画区域は、熊毛町さんの方で御決定されておりますが、いわゆる線引きがなされておられません。ということで、都市計画税を課税することができるという場合は、市条例によりまして課税区域を設定するか、それとも用途区域、市街化調整区域並びに市街化区域を設定するかによって課税することができるというふうな規定がございます。

ということで、先般の協議会でも都市計画の方からありましたが、今後、新市の基本構想、また、都市計画のマスタープラン等との整合性をとりながら、新市において都市計画審議会等の意見を踏まえて対応するというふうな決定をいただいております。税の方も合併後に、その流れの中で課税について検討していけばという形で現在の調整案にしているところでございまして、今、具体的にいつからどうかということは具体的なものは持っておりません。

(河村和登議長)

いいですかね。だから、熊毛町のことを考えると、今すぐ都市計画税がかかるということは考えられません。新市が誕生して、その中でまた、税を課せるときには議会でも議論を呼ぶでしょうし、線引き等もまた見直しが行われるでしょうし、また、市街化区域、調整区域等の問題については、たしか知事さんが5年ごとに線引きの権限を持っていらっしゃるやに覚えておりますけれども、そういう中で、熊毛町の都市計画税については、今の時点では考えられないということではないでしょうか。いいですか。はい、ありがとうございます。

ほかに。ないようでしたら、ただ今議題とさせていただきます議案第26号でございますけれども、事務局の方からお示しをいたしております原案のとおり、決定することとさせていただきます。ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。

次に、議案第27号合併協定項目の16でございます「補助金、交付金等の取扱い」につきまして、事務局から説明をいたします。

(事務局)

それでは、「補助金、交付金等の取扱い」について御説明をいたします。

議案書の2ページでございますが、まず、調整の総括方針といたしまして、補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、地域全体の均衡を保つように調整する。整備統合できる補助金については、統合するよう調整するとしております。

続きまして、個別調整方針案としまして、議案書3ページから9ページに別紙として添付いたしておりますが、その中で、調整方針を変更するものにつきまして御説明を申し上げます。

お手元の議案等関係資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

今回、合併関係市町の変更に伴い、調整方針が変更されるものが6事業ございます。まず、環境関係の資源ごみ回収事業報奨金でございますが、枠組みの変更に伴いまして、2市2町で補助金の高い「熊毛町の例により調整する」といたしております。なお、議案等関係資料40ページに関係資料を添付いたしておりますので御参照ください。次に、教育関係で、私立幼稚園助成でございますが、3市2町の協議決定で、下松市、熊毛町の制度に差異があったため、「新たに制度等を創設する」といたしておりましたが、熊毛町のみの制度となりましたことから、「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしたものであります。関係資料は44ページを御参照ください。研究指定校等の補助につきましては、枠組みの変更に伴い、補助金の高い補助金交付要綱を定めている「徳山市の例により調整する」といたしております。関係資料は55ページを御参照ください。次に、同和対策進学奨励費につきましては、これも枠組みの変更に伴い徳山市のみの制度となっていることから、「徳山市の例により調整する」といたしております。関係資料は62ページを御参照ください。商工融資関係で、中小企業者融資につきましては、徳山市、新南陽市の2市の制度となったため、「徳山市、新南陽市の例により調整する」といたしております。水産業関係の、さかな祭り開催費補助金につきましては、実施市が徳山市のみとなったことから、「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしております。

次に、法の改正、制度等の変更や廃止に伴うものが3事業ございます。まず、都市計画関係で、生け垣設置奨励補助金でございますが、徳山市の制度が廃止されているため、新南陽市のみの制度となりましたことから、「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。関係資料は25ページを御参照ください。福祉関係の、医療訓練参加促進事業でございますが、この事業も平成13年度から徳山市が制度を廃止しましたことから、「新南陽市の例により調整する」といたしております。関係資料は84ページを御参照ください。次に、農業、畜産関係の農業近代化資金でございますが、県の制度が改正されたため、県に準じた制度とするため、「新たに制度等を創設する」といたしております。関係資料135ページを御参照ください。

以上、枠組みの変更に伴う事業並びに法の改正、制度の変更や廃止に伴い調整方針を変更するものを御説明申し上げましたが、他の補助金、交付金の取扱いにつきましては、3市2町合併協議会で協議決定いただきました内容により調整方針とさせていただきますので、このことも含めまして提案理由とさせていただきます。

なお、7月24日に開催されました幹事会におきまして、議案等関係資料40ページの環境

関係の資源ごみ回収事業報奨金についてであります、「調整案が報奨金の高い熊毛町の例により調整するとなっているが、新南陽市には制度がなく、鹿野町においても平成12年度より廃止している。この調整案でいくと、新南陽市や鹿野町においては、制度を復活させることになり、分別収集などによってルートを開いてクリアしようとしているところに報奨金制度を再度導入するのは、時代の流れに逆行しているのではないか」との御意見をいただきました。

この件につきましては、環境部会での協議におきまして、「新市としてはこの制度を導入することにより、改めてごみの減量化、再資源化について再認識をいただく必要があるということから、この調整案にした」との御説明を申し上げております。

以上でございます。御審議、御決定のほど、よろしく願いいたします。

(河村和登議長)

ただ今事務局の方から説明をいたしましたけれども、何か委員の皆さん方の方でお気づきの点、御意見、御質問がございましたら、遠慮なく御発言をいただきたいと思います。はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

先ほど事務局の方から、資源ごみのことについての説明がありました。鹿野町は、12年度から先ほどの説明のように、分別収集を始めました。やっとこれが定着して、いい方向に向かっているわけではありますが、これを熊毛町の例によるという説明の中で、また復活すると。ちょっと混乱するかなという思いが少しあるわけです。

先ほど、事務局の方の説明で、このことを復活することによって、さらに、その資源ごみの啓蒙啓発にも役立つというような話でありましたが、さて、私たちの鹿野町において、このことを完全にそのように復活し、あわせなければいけないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

(河村和登議長)

ありがとうございました。このことについての答弁は、専門部会長の方から答弁をさせたいと思います。お願いします。

(久野忠夫環境専門部会長)

環境部会の方を担当しております新南陽の久野でございます。ただ今の御質問でございますが、先ほど事務局より幹事会の様子等について御説明を申し上げましたが、熊毛町の例によるといったことでの混乱というような御意見がございましたが、それは、ないというふうな考え方をしております。

といいますのは、リサイクルがどんどん進んでおることは既に皆さん、御承知のとおりだと思いますが、そういった循環型社会の実現といったようなことがございますので、ますますこういった制度も必要に応じて置いておかなければならない制度ではないかというふうな考え方でございます。

なお、この事業につきまして、ある程度の目的を達成をいたしました場合には、それなりの制度の見直しも検討が必要ではなからうかというふうな考えをいたしております。

以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(一原英樹委員)

説明を受けました。この中にいろんな各種団体等の育成というような文言が出てくるわけがありますが、育成は育成として、資源ごみあたりのこの分別収集というものには、もう新市を境に、私は、積極的に取り組むべきだというような考えを持っていたわけです。そういった面

で、私たちも取り組んでいかなければなりませんけれども、ぜひそのような方向で調整していただきたいと思います、今後。

(河村和登議長)

はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

私、幹事会の方を傍聴してまして、鹿野町の委員さんの方から、そういう意見が出たので、自分なりにちょっと考えてみたんですけど、徳山市の場合でいきますと、分別回収と、それから、この資源ごみ回収の報奨金というのが、両立させているわけです。資源ごみの分別回収がきちっとやれてたら、そういう報奨制度が要らないかということ、ちょっと違うという点もするわけです。それは、なぜかということ、基本的に家庭ごみの分別を出す場合には、結局主婦の仕事になるわけですね。子供がその点について関心を持ってやるということが、ないわけなんです。そういう点で、要するに子供会とか、そういう資源ごみの回収とかやることによって、いわゆる環境教育といいますか、そういう点で問題意識を持って取り組むという点で、やはり多少まだ存在意義があると思いますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに、御発言。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

私は、否定する立場で意見を申し上げますが、徳山市のこの40ページですね。登録団体数及び実施回数と、これ見てみますと、年度ごとに漸減しておりますね。これは、本来、廃棄物なんてものは、自分が出したものは自分が責任を持ってというのが基本でありますね。新南陽市と鹿野町にはないと。12年度から鹿野町も廃止されております。新南陽市には、もともとそういった要望がいろいろ出ておりましたけれども、やはり首長の政治的な考え方で、これらが全く取り入れられておりません。それかと言って、その問題で、決して分別収集がおろそかにされているわけでもないし、あるいはまた資源ごみの意識が低下してるわけでもないんですね。実際のところ、これらがいつまでもあてがいをやったら、何とかその辺でそれらしく行動するというような、いわゆる大きな政府、手を出せばもらえるといった体質から、みずからのまちは、みずからでと。あるいは、みずからの搬出物については、みずからがきちんと責任持って処理するという、名実ともに市民としての自覚、あるいは自立した市民、こういったものを養う意味でも、非常に大事な項目だと思うんです。たかがごみと言うなかれ。されど、ごみであると。この意識がなければ、いつまでもこういったものは、単にもらい得、やるから何とか褒美をやりましょうという、こういうレベルで、あなたら貴重な税を、あるいは公金を支出すべきじゃないと、私は断言したいんです。

それで、恐らくこれを復活することによって、また1,000万円以上のお金がかかるじゃないかと。ここで、この際、新市になれば、こうしたものも含めて、市民意識をきっちり、ここで高めていくと。そういう意味では、大きな私はテーマになり得ると思っておるんです。私は反対します。

(河村和登議長)

ほかにございませんですか。はい、どうぞ。

(林 重男委員)

この報奨金制度については、将来、ずっとこれを続けていかれるのかどうか。今、そうしたこの運動が行き届いたら、またそういう制度を見直しというふうな御意見をいただいたかと思うんですが、この対応策の中に書いてあるごみ減量化、資源の活用の観点及び各団体の運営育

成面からも継続事業とするということで、熊毛町の例をとられたんでしょうけれども、この各団体の運営育成面というものについては、後ほど出てきます各種団体の補助金のあり方について、そこで、どうしたものを補助していったらいいのかということで考えることの方が私はベターなんじゃないかなというふうに思っております。

今、新南陽の兼重さんも申されましたけれども、新南陽市さんと鹿野町においては、こうした報奨金の制度をやっておらない。将来もこの報奨金制度を続けていくということなら別ですけども、報奨金制度をいずれは廃止するというお考えがあるのならば、この際、先ほど兼重さんが申されましたけれども、こうした制度というものは考えるべきではないかなというふうに私は思っておりますけれども、そうしたところで特別お考えがあれば、お聞かせください。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(吉平龍司委員)

制度が、現実から後退するということは、非常にあれなんですけれども、先ほど兼重委員が言われたように、各市町村、また、私ども街中におりますので、住民の他市から編入とか、また、学生の方が多いとか、いろいろ状況のとらえ方がございまして、この前、徳山で生ごみ、燃えるごみ、燃えないごみのいろいろチェックをして、今からある意味で言えば、分別の徹底をさらにお願いをしていかなくちゃいけないという状況もございまして。そんな中で、今までこの先ほどの登録団体数が年々減ってるとか、実施回数が減ってるということの御指摘がありましたけれども、やはり団体が99も平成12年度にあるということは、かなり子供、児童生徒が、ある意味で言うたら、そういうことを理解していただいて、協力いただいているという現実があるところもあるわけです。そういう意味で言えば、今回の新南陽、また、鹿野が制度をしてないということのみで、この制度を廃止するということについては、若干、徳山市の現状も御理解いただきながら、新市移行後に随時調整していくということであれば、私どもも歩み寄れますけれども、新市の合併と同時に、この制度を廃止するということについては、若干、異論を申し上げておきたい、このように思います。

(河村和登議長)

はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

私は、こういった制度は、徳山市さんに異論を申し上げるわけではないんですが、平成9年度とか、こう出てますね、実績表が。確かに意識を高める、ここに書いてあるように、各団体の運営育成面と、こう書いてあります。あるいはごみ減量化、資源の活用の観点、何も公金を支出するのに、お題目がないというものはありませんし、それなりに大義名分を立てて、やっぱりそれなりの公金の支出というのはやられております。しかし、やはりこれは、費用対効果というものが特に大事になってきます。それから、先ほど言ったように、いつまでも自分たちのごみをお金をもらって集めんにならんとか、また、それが一つの団体の運営資金になるとかいったレベルでは私は済まん時代だと思ってるんですよ。

ですから、平成9年度からの一覧がずっと載っておりますが、ならば、徳山市で、この制度を新市に引き継ぐということであるなら、どのぐらい実績、実態を調査されて、おおよその結論らしきものに導かれたのか。新南陽市と鹿野町がなぜ廃止しても、それで十分分別収集が機能しておるか、あるいは育成団体がいっそやる気がなくて、やりっぱなしのような状態で行政にすべておんぶにだっこのようなごみの収集状況なのかどうか。こういったものを含めて、よく私は、そういった観点から結論を出してほしいわけですよ。安直にあるからだとか、新市になっていきなりすぱっとやめるとかいうんじゃなく、それならそれで先ほど吉平さんが言

われたとおりでええですよ。いつまで続けるのかといった方向でちゃんと調整案が本来できるべきじゃなかったかと思うんですよ。

せっかくええ制度を、やっと自立できたかと思えば、また、引きずりおろしておいて、さあどうですかというようなやり方は、私は好ましくないんですよ。そういう意味で私は反対しよるんです。あえて妥協するなら、吉平さんの意見のレベルで指定で5年間ぐらいは何とか調整案ということで、これを残しても構いません。しかし、やはり先ほど言ったような趣旨、あるいは、これからは、名実ともに自立した市民としての意識をきちっと持つためにも、こういった制度というものは本来あるべきじゃないというのが基本的な考え方なんだ、私は。

以上です。

(河村和登議長)

はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

私も吉平さんと同じ考えなんですけど、兼重さんの言われること全くよくわかるんです。ただ、一々ひとつの制度について、それでやっていくと。例えば、こないだの敬老祝金、徳山の場合、やっと苦労して節目支給にしたのに、合併を契機に完全復活という形になるわけで、やはり合併の場合、どうしても政治的な判断の妥協というのが必要だと思いますので、今言われたように、方向とすれば廃止する方向で検討すべきだと思いますので、それを要するに合併協議会で徳山市議会、徳山市の方のきちとした政策転換の場もなしにここで決めるというのは、やっぱりどうかというふうに思いますので、別に5年でなくてもいいと思うんです、やっぱり3年というのがありますので、3年をめどに見直すという形で事実上の運営すればいいと思います。よろしくお願いします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(一原英樹委員)

大分、けんけんがくがくしてまいりましたが、私たちの特別委員会あるいは連絡会議でもこの意見が集中したわけでありまして。私は、調整案の中で、先ほど吉平さん言われたような格好のもの、やっぱ5番の調整案というものが、私はベターではないかと。私たちは、もうこの分別収集は、親子ともどもが、このことはしっかり取り組んで事業を推進してるわけです。これに新たにまた、報奨金制度等が復活するということになると混乱を来しますので、もらえるものには大変ありがたいものもあるけれども、せっかくこの時代の流れの中で、成果を上げつつある中で、また、後戻りするの何かと思いますので、5番の調整案ということで折り合いができればいいんじゃないかと私は思います。

(河村和登議長)

ほかに。はい、清永委員さん。

(清永一彦委員)

徳山の清永でございます。私たちは、一般の従業員として、市民として、これに携わっている立場から申し上げたい。

はっきり申し上げますと、合併という大きなけじめのときに、基本的に決めていくべきものは決めていくというのが本当だろうと。先ほど藤井委員が言われたように、敬老祝金の問題、私は、あれは反対だったんですね。せっかく段階支給にしたのに、またもとに戻す。これは、3市2町るときも私は申し上げたつもりなんです。じゃ、この問題とどう違うのか。もちろん内容的には大きな違いがあるんですが、考え方の基本は同じだろうと。

我々実際に、こういう奨励金をもらいながら活動に携わってる立場から申し上げますと、あしたからないよと言われると、やれやめようかと。逆に申し上げますと、一般市民は、すべて分別回収やられてるわけですから、各自治会、あるいは、そういうごみの集積場所に、皆分けて出す。ただ、何月何日にあれがあるとすると、わざわざごみの日には出さずに、その日のために家にとっという、その日が来たら出していく、これ現実であります。だから、それがいいか悪いかっていうのは、非常に問題があるわけです。

ただ、御理解願いたいのは、そのごみの収集なり、あるいは収集してから分別する、この一連の作業の中に、地域としての広い意味のコミュニケーション、あるいは子供たちとの連携、こういう意味は、結構あるんですね。そして、みんなで収集して、そして、分別をしてやっていく。もちろん裏を返せば、これを一生懸命やったら、だいしょお金をもらえるから、何かの足しになるなというのがあることは事実です。しかし、気持ちは、私は決してお金に目がいつてるのではなく、それをうまく生かして地域の交流なり、あるいはコミュニケーションの場になってるといことは事実だろうと。したがって、私はただ悪いと、あるいはむだだと決めつけるのは、若干言い過ぎ。しかし、こういう時期に一つの整理はしていかなきゃいかんということになれば、決して奨励金制度が私はいいいとは思ってません。それがなくてもごみはひしゃっと回収するのが当然でありますから、暫時なくするというあたりで妥協せざるを得ないかなと、こういうふうに考えております。

(河村和登議長)

ありがとうございます。はい、藤村委員さん、どうぞ。

(藤村周介委員)

新南陽の藤村でございます。私の考えといたしますか、この大項目で言うと環境衛生、中項目がごみ処理の状況、小項目がごみ処理に関する施策と書いてありますけど、基本的には、ごみという考えと資源という考え方、新しい新市になったときに、資源なのかごみなのかというのをもっと明確にしていくべきではないかなと。または、市として環境への取り組みをどう考えていくのかなと。リサイクルであるとか、そういったことを明確にその市民が理解すると。

以前、私が個人的に各市町村に、電話等で環境衛生課に問い合わせたところ、全部、どこの市町村、すべて違うんですね、取り組みが。リサイクルとして見る資源なのか、ごみとして見るのか。例えば、プラスチック、廃プラのものであれば、ごみとして見ますよと、または、リサイクルとして見ますよということで、各市町村すべてが違うという状況から見ますと、新市になるときに、新たな方法をやはり考えていくべきであろうというふうに思います。

それと、基本にごみというのは、私は、排出者の義務、責任であろうと思いますから、それを集めたから補助金がつくどうのこうのっていうのは、どうもおかしいんじゃないかなと。確かに、団体によっては、それを子供会なんかで回収して一つの資金にしていくっていうこともあるでしょうけど、逆に言えば、私はボランティアでまちをきれいにしていく。逆に、変なものを排出したら罰金を与えるぐらいの方が本来は理想的な形ではないかなというふうに思います。

ですから、私としては賛成できないかなというふうに考えます。できれば、新しい市へ向けての資源とごみというものを明確に分けた方法論を御検討いただきたいなというふうに思います。

以上です。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(村川哲夫委員)

熊毛町の村川ですが、私は、小学校のPTAあるいは中学校のPTA関係で、この資源回収作業というのを携わってきたわけですが、やっておる間に、やめようかと思ったこともあります、実際。ただし、実は、あるときの冬ですね、御近所ですか。私は、知らないんですが、その方から電話がありまして、「ことしはいつやるんかいの」という話がありまして、よく考えてみますと、そういう学校だとか、子供会だとか、いろんな方々がやっておられるから、家庭では、そのために新聞をためておく、雑誌をためておく、瓶をためておくという形をやっておられるわけですね。そういう形で、こういう回収作業のときに御協力していただいておりますということでありまして、何も皆さんがごみを出すわけではない。

それから、回収する方々も、そういうものをいろんな形でお金になるような、ごみでなくて資源になるような形で作業をしてるという形をとっておるわけでございまして、いろんな形の考え方がありますが、ただし、やめるのならやめるということ、1年か2年か前から連絡しておかないと、それぞれの家庭でとられたものがあつという間に、突然ごみの山になってしまうという形になりますので、その辺の御検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

今、それぞれの自治体の現状を踏まえていろんな意見が出たんですけれども、大体意見は集約されたというふうに思うんですけれども、鹿野町の一原委員が言われたように、5番の「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」という方向でやるのがやっぱり一番いいんじゃないかというふうに思います。

(河村和登議長)

はい、三浦委員さん、どうぞ。

(三浦義孝委員)

たまたま今ごみの問題がテーマになってますが、今、御指摘のように、敬老会とか、各種補助金とかがありますが、ちょっと次元が変わって混乱を起こしてもいけません、御案内のように、前回のとき田中委員さんから、支所になってサービスが低下をしてはいけない、これ当然なことですが、そういうような問題提起もありました。

私たちのこの寄って立つ基盤というのが、税金から成り立っているとすれば、これから少子高齢化がますます進んで、将来、子供たちの負担が大変になる。私は、よく新聞に載った例え話で言うんですが、私たちの新南陽市富田西小学校、私、PTAの会長やとった20数年前1,100人が今535人になっています。半分以下になってますし、また、厚生労働省の予測では、2025年には国民負担率が55.5%になる、このような記事が載ってました。所得のうち、税金と社会保険料に天引きされる率であります、今は30%台が55.5%になると、私なんかはいいんですが、この前の3市2町のときも申し上げましたが、私の孫が8歳ですが、この子が30歳になっておりまして、20万円給料をもらうとすると11万1,000円天引きされます。そうすると8万9,000円しかない。この子、ひとりっ子ですから、ひとりっ子とひとりっ子が結婚したら、4人のじいとばあを養わなければいけない。そのときお上はどうにかしてくれると言えればそれまでであります、しかし、現実には金がなくなることは事実です。低負担、高サービス、高負担、低サービスという問題提起がございまして、やはり私は今から新しい周南市方式として、これを機会に節約するものは節約する。後ほど財政計画の中でも出てくるんですが、類団方式として1,469人が1,216人になるということがありますが、

私はもっともっと1,200人の類団平均でなしに、1,100人でやるにはどうしたらいいのか。それは、さっきの55.5%、私たちは大きなツケを残そうとしてるわけですから、この子たちにそういうことを残さないためには、よその市はともかくとして、この新しい周南市方式として、お互いに傷をなめ合う、節約し合うものはし合うというようなひとつのムードをつくるべき時期では、きっかけではないかと思います。それが新市誕生のまた大きなメリットであると思います。

新南陽市の市議会議員の方が行政視察で静岡県掛川市に行かれまして、本当に勉強されてこられたことを私聞いて、また、私はこのこのあそこの市長さんのところへ対談に行きました。そのとき、その榛村さんという7期されている市長さんは、もう私たちは病院もつくった。焼却場もつくった。しかし、もう金がなくなった。これまではつくります行政だったけど、これからは、市民にムードをつくるのが市長の仕事だとおっしゃっておられた。それは、病院をつくったけど、市立病院で最高の治療をしてもらうのはいいけど、院長先生に、そういう治療と同時に市民が病気にならないような市民をつくってくれ、そういう教育をしてくれ、そういう医療をしてくれ、PPKO作戦、ぴんぴんころりという1世紀1週間人生というのを表題にされてるんですが、90年くらい生きた者は1週間でころっといくよ。介護保険も要らんや医療費も要らん。家族も助かる、本人も助かる。そういうように病気にならない市民をつくるのが行政の仕事だ。焼却場も立派なものをつくったけど、もう焼却場はできない、金がないから。そうすると、ごみを出さない市民をつくるのが行政の仕事だとおっしゃったのが大変印象的でありました。

これよそはよその例でありますけど、私は、ぜひこの新しい周南市の誕生において、負担すべきものは負担しますが、多分55.5%の段階になったときには、今、行政サービス受けるのは10あるけど、多分その子たちは2はいいいわと。8ぐらいでいいと。そのかわり税金をまけてくれという悲痛な叫び声があるときは起こるはずでありますから、今から先取りして新しい市ができたなら市役所の機構も複雑化して大きくならないように、あるいは類団平均の職員数ももっともっとそれより下がるようにするにはどうしたらいいかというちょうどいいきっかけの新市誕生に当たっての大きなテーマではないかと思います。

ごみの奨励金をどうするかという問題のテーマでありますけど、私は基本的には廃止するのはして、皆お互いに痛みを分けて、新しい市だから全員でこういうことは我慢しようという市民づくりの理解を求めるよい機会ではないかと思って、ちょっとこのごみの問題とは違いますが、自分の私見とさせていただきます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。なかなか建設的な未来を見つめた発言等々出ておりますけれども、大変いいんじゃないかと思ひまして、まだ、言い足りないていいますか、頭の中に描いていらっしゃる方、遠慮なく御発言をいただきたいと思ひます。

いろいろ意見が出まして、議長としてはまとめ上げないといけないんですけれども、お話を聞いている中で、やはり新市が誕生しても、自分たちのまちは自分たちできちっとやっという市民の意識啓発ていいますか、しっかり高めていかないといけない、費用対効果の問題、また、今、お話ございましたけれども、未来の市民のためには、ごみを出さないような、そういうしっかりした市民をつくらうじゃないかという御意見等々いただきました。

今の現実をしっかりとらまえて方向性を出さないといけないと思ひまして、先ほどからの意見をしっかりと聞かせていただきまして、今、事務局の方から御提案を申し上げましたのは、調整案として、「熊毛町の例により調整する」ということで、今、議案としてお諮りを申し上げておりますけれども、きょうたくさんの方の意見を聞きながら、もう少し具体的にということになりますと、一原委員さん言われましたけれども、新市に移行後も当分の間は現行どお

りすると、その中で調整しようという建設的な意見がございましたことから、その当分の間というのは、やはり意見が出ておりましたけれども、3年前後ではあるかと思っておりますけれども、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」ということで方向を決めさせていただきたいと思っております。いいですかね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それではそういう方向で、今、議題とさせていただいております議案第27号については、決めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

はい、どうぞ。

(角田美彌子委員)

福祉関係の方でございますけど、先週の金曜日に熊毛町の合併協議会委員の連絡会議を開催しました折に、本日、協議会で委員の皆様方にお諮り願いたい事項が1件ございます。

議案等関係資料82ページから83ページにあります、はり・きゅう施術費補助でございます。本事業は、高齢者福祉として70歳以上の方の健康増進としての調整案となっておりますが、これまで熊毛町では年齢制限を設けず、全町民を対象とした健康増進のための福祉施策として実施をしており、また、施術もあんま、マッサージも含めておりますことから、町民の方にも非常に喜ばれておる制度でございます。

こうした熊毛町の本事業における趣旨を御理解いただきまして、合併後の新市におきましても全市民の健康増進を目的として、1、年齢制限を設けないこと、2、施術にあんま、マッサージも含めること、この2点について御要望申し上げますとともに、調整案の見直しについて委員の皆様方の御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。御婦人から発言がありまして大変心強く思いますけれども、今、皆さん方にお諮りを申し上げます議案第27号の中には、たくさんのもが含まれているわけでありましてけれども、その中で、はり、あんま、マッサージの施術費助成についてのあり方について、熊毛町の方から御発言いただきましたけれども、何か皆さん方の方でこのことにつきまして、御意見、御発言がありましたらいただきたいと思っております。

このことにつきまして、専門部会の方で協議をしてきたと思っておりますので、担当部長の方からどのような協議をしてきたのか、今のことについての答弁を求めたいと思っております。

(河村弘士福祉専門部会長)

福祉部会の新南陽市の河村でございます。前回もお答えを申し上げますが、また、ただ今には、三浦委員さんもおっしゃっておりました。調整の基本的な考え方といたしましては、健全財政に配慮しつつ、住民生活の質的向上をいかに図るかといったことでございます。つまり、サービスのレベルによる適正な負担ということでございますが、お手元の82ページをおあけいただけますか。

制度としては、新南陽市と鹿野町は、国保制度を補完する制度としてこの制度がございます。徳山市は、国保制度としてはございますけれども、国保以外の方には補助制度がございません。さらには、熊毛町では、今、御質問がございましたけれども、国保制度としてではなく、一般の福祉制度としてこの制度があると。しかも、おっしゃいましたように、年齢の制限がないということで運用されているのが実情でございます。

したがって、新市でどう取り組むかということでございますが、現在、行っておる国保

制度とあわせて、はり、きゅうの補助制度として位置づけたいと、こういうふうに考えて調整をいたしたところでございます。

次に、対象者でございます。それこそこの制度のことを申し上げますと、二、三十分ぐらい時間が要するような制度でございます。年齢的にも、鹿野町は60歳、新南陽市は70歳、熊毛町では年齢制限はない。徳山市では、この制度が、国保制度以外にはそもそもないといったようないるんなことがございます。今、おっしゃいましたように、はり、きゅうだけにとどまっている市、熊毛町さんのように、はり、きゅうにあわせて、マッサージ、あんまが加わっているところ、あるいは回数制限が鹿野町さんのように5回、私ども新南陽市では12回、熊毛町さんには10回。金額もそれぞればらばらでございます。

これをどのようにして一本化する、調整するののかということでございますが、一応、新南陽市がやっている制度をベースに、国保制度を補完する制度として、高齢者福祉の制度としても調整をすることとして70歳以上ということに対象年齢を絞ったということでございます。

議論の中身でございますけれども、そういった議論がある中で、新市が立ち上がって、実態的にどの程度の利用があるのかと。このことも見きわめようじゃないかということでございます。利用の実態を見きわめた上で年齢制限を外すのか、あるいはあんま、マッサージを加えるのか、その辺のこともひとつ踏み込んで研究してみるかといったところが福祉部会での議論でございます。

以上、お答え申し上げます。

(河村和登議長)

今、事務局の方から、現実といたしますか、現制度について各自治体とも内容が違う状況でございますして、そういうのをしっかり見据えて、現況を見きわめて取り組みをしていくということでお話を申し上げましたけれども、いいですか、遠慮なく。はい、どうぞ、御発言ください。

(角田美彌子委員)

私、ちょっと盲人の方とかかわりを持っておりまして、ガイドヘルパーをしております。このことには、随分いろいろ質問を受けたのできょう提案させていただいたんでございますけど、言われるのは、70歳過ぎて、お年寄りの方は余り来られないって言われるんですよ。そして、50歳台くらいからが来られるのが多いって言われるし、今、うちの町内で施術しておられる方が4件ございますけど、全部、目の不自由な方でございますして、1人の方は、はり、きゅうの免許というか、それを持っておられないので、その方からも相談を受けたもので、ちょっとこれマッサージの方を含めてほしいなと思ったんです。

以上です。

(河村和登議長)

委員の方から御発言があればいただきたいと思っておりますけれども、今、2点ばかり具体的な御発言をいただいたわけでありまして。内容的には、先ほどお話ありましたけれども、年齢制限を受けないこと、あるいは、あんま、マッサージも含めて、ぜひ、このはり、きゅう施術費の補助について、新市にあっても取り組んでほしいという御要望でございます。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

今、熊毛町さんの方から、具体的な個別的な事情の意見があったわけなんですけれども、基本的に、これは3市2町の合併協議会での調整案が、そのまま要するに維持されているという点ですね。原則として、3市2町での調整案は、最大限尊重して協議を進めていこうという大原則がある点で、それともう一つは、その後何らかの事情変更があれば別なんでしょうけれども、事情変更はないという点、それから、熊毛町に関しては、確かに現在の高サービスが低下するという形になるんですけれども、すべての点について、高いサービスの方に合わせると、

もう一方の理想である新市の財政の健全性という点で多少難しい点が出てくるという点を考えれば、徳山市の場合は、これは全くないのが今度はあるようになるということで、常識的といえますか、調整案が妥当なところではないかというふうに思います。

今、言われた個別的な問題については、やっぱり新市になって、そういう事情があれば調整するという点で、この点については調整案どおりでお願いできたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

(河村和登議長)

いいですか。はい、どうぞ。児玉委員さん。

(児玉研一委員)

熊毛の児玉ですが、今の件につきましてですが、この制度が、いわゆる福祉、老人福祉の制度として考えるのかと、こういう形で、今まで熊毛町では、この制度を昭和55年度から設けて、今日まで至っておるわけですが、私は、別に今藤井さんが言われるように、このことについて原案がどうのというんじゃないんです。今言われたように、非常に熊毛町については、そういう利用者が多い。そしてまた、そうしたお仕事をしておられる業者もいらっしゃる。この辺もこれは各地域同じだと思いますけど、特に、そういう形が心配なところでございます。この辺を、今藤井委員言われましたように、原案は原案として、そして、今さっき言われましたね、調整。今からまたこのことについても、これは、これとして調査していただいて、そして、その辺がやはり必要だということになれば、今度細部にわたってやっぱり調整するわけですから、そのときに、やはり何らかの形で調査の結果なり、そうしたものを御提議いただければと、私はそう思っとるんですが、今、先ほど言われたように、確かに藤井委員さんが言われるとおりなんで、しかし、新市になって、やはりこういうところが、住民のサイドから言いますと一番目のつくところでございます。したがって、その辺の検討も含めて、もう一度やっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに発言は。いろいろ現況といいますか、各自治体とも制度が違っておりますことから、意見が分かれてることもやむを得ないかなと思っておりますけれども、先ほど三浦委員さんが発言されましたけれども、すばらしい勢いで高齢化社会を迎える中で、財政状況もしっかり見通しを立てながら、この制度もとらまえていかないといけないかなと、そういう状況にあるうかと思っております。そういうこと等を考えますと、今角田さんですか、2点について御要望いただきましたけれども、それをしっかりとらまえて、合併後の利用状況を、現実をしっかりと見ながら、年齢制限をなくすかどうかということも、また、あんま、マッサージを対象とするかどうかということもしっかり検討してまいりながら、取り組みをさせていただけるのがいいかなと、そう考えます。

ですから、内容的には、調整案でまとめさせていただきますして、御発言いただいたことはやっぱり残っておりますことから、新市の中で取り組みをさせていただくということでもとめたと思います。いいですかね。ありがとうございました。

そのほか、議案第27号につきまして、まだ、お気づきの点、また、疑問の点等々ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。それでは、ただ今議題とさせていただきます議案第27号

につきましては、原案のとおり決定をすることとさせていただきます。

ここで10分ばかり休憩をさせていただきます。

〔休憩 午後2時35分～午後2時50分〕

（河村和登議長）

会議を再開をさせていただきます。

続きまして、議案第28号でございます。合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」につきまして、3事業ありますので、まず、「広報・公聴事業」から皆さん方に御説明を申し上げ、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局の方から「広報・公聴事業」につきまして説明をいたします。

（事務局）

それでは、議案第28号でございます。議案書10ページでございます、合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」、このうち、(9)「広報・公聴事業」、それから、(12)「交通安全対策事業」、(13)「国際交流等事業」について御説明いたします。

これらの調整につきましては、今お示しのように、総括方針に基づいて調整をしております。(1)各種制度については、少子高齢化、情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。(2)各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないように調整に努める。(3)各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努めるといふようにしております。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思っております。なお、議案等関係資料につきましては154ページを御参照いただきたいと思っております。

それでは、まず(9)の「広報・公聴事業」についてでございます。広報・公聴事業につきましては、住民の皆様方に情報をお知らせする広報事業と、住民の皆様から行政に対する御意見、御要望等をお聞かせいただく公聴事業がございます。

現在、実施している2市2町とも、これらの事業の展開に若干の差異はございますが、住民参加によるまちづくりは、各市町とも重要な施策として取り組み、新市になっても当然引き継がなければいけない事業でございます。

現在、情報の伝達手段につきましては、2市2町、多種多様に展開されております。新市におきましては、情報提供のスピード化を図るという考えに基づきまして、広報関係につきましては、ケーブルテレビの活用、ホームページの開設、公聴関係につきましては、市政モニター制度の充実、電子メールの活用を図るということで、調整案を「新たに制度等を創設する」といふようにいたしております。

以上でございますが、なお7月24日に開催された幹事会に御提案、御承認をいただいておりますことを御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

（河村和登議長）

ただ今お諮りを申し上げます議案第28号の合併協定項目21の中の「広報・公聴事業」について、事務局の方から説明を申し上げましたけれども、何かお気づきの点、御質問、御発言がありましたらお願いします。はい、どうぞ、藤井委員さん。

（藤井康弘委員）

この「広報・公聴事業」については、特別委員会の方でちょっと少数意見がありましたので、少数意見としては、ケーブルテレビについて、よいことなのだが、実際やるとすれば、公平性、見地から、全市的を対象にやらなければならない。そうすると財政負担、それから、新たな

市民負担等が生じてくることが考えられるので、その点をどうするかということが明らかにされていないこの議案限りでは、賛否については決することができないという少数意見もありました。ただ、大多数の意見とすれば、調整案どおりでよいということでありました。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに、いいですか。今、議題とさせていただいております議案第28号のうち、「広報・公聴事業」についての問題でありますけれども、「新たに制度等を創設する」ということで調整案をお示しをいたしておりますが、そういう形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。そのように決定させていただきます。

次に、同じく議案第28号のうち、「交通安全対策事業」についてを提案申し上げます。

事務局の方からお願いします。

(事務局)

次に、(12)「交通安全対策事業」について御説明申し上げます。

2段目の表になりますけれども、ここでは、「交通安全対策事業」のうち、住民生活に直接関係いたします交通災害共済制度について調整案をお示ししております。

議案等関係資料の157ページをご覧くださいと思います。ここにありますように、各市町とも、この制度を設けていますが、運営方法等が異なっております。まず、運営方法につきましては、徳山市が直営、他の1市2町は、町村会に委託しております。この共済制度が柔軟に運用できるようにするということから、調整案は「徳山市の例により調整する」というふうにしております。また、加入申込金は、158ページの表でお示ししておりますとおり、2市2町とも異なっております。この調整に当たりましては、運営方法を直営とすることで、加入申込金を柔軟に設定することが可能となりますので、「徳山市、新南陽市の例により調整する」という調整案にいたしております。具体的に申し上げますと、加入申込金は、大人、中学生は、徳山市の例、老人、その他は、新南陽市の例という調整案となっております。次に、傷害見舞金につきましては、159ページに記載しておりますように、運営方法の違いによって、それぞれ区分と金額が異なっております。これにつきましては、傷害見舞金が最も充実した「徳山市の例により調整する」というふうにしております。その他、見舞金制度でございますが、徳山市におきましては、単市の制度といたしまして、交通指導員等の事故に対しまして見舞金制度を設けておりますけれども、これにつきましては市民総合賠償補償保険に加入して対応するというので「廃止の方向で検討する」というふうにいたしております。

以上でございます。なお、7月24日に開催されました幹事会に御提案し、御承認をいただいているところでございます。以上よろしくお願いたします。

(河村和登議長)

今、事務局の方から御説明申し上げましたけれども、議案第28号のうち、「交通安全対策事業」についてのまとめでございますけれども、何か皆さん方の方で御意見等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ただ今議題とさせていただいております「交通安全対策事業」につきましては、原案のとおり

り決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第28号のうち、「国際交流等事業」について、事務局から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、次に、(13)「国際交流等事業」について御説明申し上げます。

まず、姉妹都市縁組でございますが、参考資料の160ページにお示ししておりますように、徳山市と新南陽市の2市が外国の都市、国内の他市町と姉妹都市縁組の締結をしております。新市におきましても、これらを継続するという考え方で「現行のまま新市に引き継ぐ」という調整案にしております。

次に、国際交流事業につきましては、資料161ページをご覧いただきたいと思いますが、鹿野町を除く2市1町において、それぞれ交流事業を実施しています。これらの事業が同様の内容でそれぞれ実施していますことから、施策の一本化を図り、さらに事業の展開拡充のため、調整案としては「新市移行後、速やかに調整する」というふうにしております。

次に、中学生の海外派遣事業につきましては、資料162ページを御参照いただきたいと思っております。単独で実施している新南陽市を除く1市2町は、4市6町で構成されております周南地区中学生等海外派遣協議会で実施していますが、選考方法、派遣する生徒に対する補助率が異なっております。補助率は、2市2町の中で、鹿野町の例によるものとして、海外派遣事業の展開につきましては、中学生の国際感覚を育成するため、今後も引き続き新市において統合して実施すべきであるということで、「新たに制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による」というふうに調整案といたしております。

以上でございます。なお、7月24日に開催されました幹事に御提案し、御承認をいただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

(河村和登議長)

「国際交流等事業」につきましては、事務局の方から御提案、御説明を申し上げましたけれども、何か皆さん方の方でお気づきの点がございましたら御発言をいただきたいと思っております。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

発言がないようでございますので、ただ今お示しをいたしております議案第28号のうち「国際交流等事業」につきましては、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

きょう、議案として皆さん方にお示しをいたしました26号、27号、28号につきましては、御協議を終えたわけでありませうけれども、次に、5番目の協議という形で皆さん方に御協議を申し上げたいということで、合併協定項目22の「新号 ね + P x (ウ & Y ` 補 x + x \* ね (、タ

以上 g Q 事洛方か ョを申 ました (河村 y x ノ \_ - w E | 以上 g R ^ 鹿

以上 q 料 x \* たしました皆さ事 8 議岳 u 饑ク, P ャ \* ク, ノ : (- ね + P ては禁 ね + P ㊦ 奪目獅リ

形でお示しをいたしております。A3版の「新市建設計画(案)」の冊子並びに主要施策の体系に沿って事業内容を掲載したA4版の「参考資料」を用意いたしておりますが、相当のボリュームとなりますので、別に用意をいたしております「新市建設計画の作成に当たっての基本的な考え方について」という2枚つづりの資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、今回の計画策定に当たっての基本的な考え方につきましては、御案内のとおり、これまで周南地域では、山口県の発展をリードする中核都市づくりを目指して、合併への取り組みが進められてまいりました。このたび、合併の枠組みが3市2町から2市2町へととなりましたが、今回の合併は、将来的には、周南地域の合併を見据えた先行合併と位置づけ、当地域の目標である中核都市づくりへの第一歩を踏み出すものとして、中核都市を志向する姿勢はいささかの変更もないと考えております。引き続き周南地域での中核都市形成を目標とし、山口県において最も元気で活力に富んだまちづくりを目指すとの考え方に基づいて、今回の新市建設計画における基本目標は、「県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造」といたしております。

次に、施策の展開につきまして、当計画の作成に当たり留意した点について御説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、今回の合併は、将来的には周南地域の合併を目指すとの位置づけを持っておりますものの、市町村合併特例法では、新市建設計画は「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」と規定をされておりますことから、このたび合併する2市2町の枠組みによって完成したまちづくり計画の作成が要請されているところでございます。この点を考慮して、下松市が分担するといいたしておりました機能につきましても、住民生活に直結し、暮らし向きに不可欠なものは2市2町での事業実施により包括的にその役割を担うこととしたほか、地元のニーズにも十分こたえられるよう配慮しております。さらに、事業費規模につきましても、健全な財政運営に裏づけされた着実なものとする必要があることから、堅実に歳入を見込んだ上で適切な規模で各種施策を執行できるよう配慮いたしております。

次に、3市2町の枠組みでの計画と、今回策定した2市2町の計画との変更箇所について御説明を申し上げます。

今回の合併が、3市2町の合併に先行するという位置づけにあることから、計画の作成においても基本的には3市2町の合併協議会において策定された計画を尊重することとし、そのベースに立って計画内容の見直しを行ったところでございます。

こうした考え方のもとに主なものとして次の3点の見直しをいたしております。

まず1点目は、先行合併の位置づけの明確化でございます。今回の合併が先行合併であるとの位置づけに基づいて、計画の中では合併を契機に、周南地域の目標である中核都市づくりに向けて第一歩を踏み出す旨を明記いたしております。具体的には、計画本文の1ページや9ページに、そうした表現を盛り込んでおります。2点目は、地域特性の強調でございます。御案内のとおり、周南地域は、工業整備特別地域の指定を受けたことを契機として、今日の全国有数の工業集積地としての地位を築いてまいりました。また、中国地方でも数少ない特定重要港湾を擁する港湾都市であり、コンテナ貨物輸送の重要拠点でもございます。こうした他の地域に誇るべき優位な特性を備え、将来的な発展に向けての可能性や潜在力を有するという点については、我々としても改めて認識をしておく必要があると考えております。この点を踏まえまして、今回の計画におきましては、地域特性の活用を将来のまちづくりに向けた出発点ととらえ、多様な産業の集積による雇用の創出を図るとともに、元気で活力に富んだまちづくりを推進する姿勢を前面に打ち出すことといたしたところでございます。具体的には、計画本文の8ページや9ページに、こうしたまちづくりの取り組みの方向性に関する記述をいたしております。3点目は、リーディングプロジェクトの再編成でございます。これまでの3市2町の計画では、「合併効果の発揮」と「合併課題への対応」という切り口で各プロジェクトを分類整理し

ておりましたが、今回の計画におきましては、山口県で最も元気で活力に富んだまちづくりを目指すとの観点から、将来に向けて取り組むべきまちづくりの方向性を「拠点性の向上」「豊かさの創造」「一体性の確保」という三つの視点に集約し、それぞれの方向性に沿ってプロジェクト事業の体系化を図ったところでございます。この中で「豊かさの創造」や「一体性の確保」につきましては、市町村合併特例法においも配慮すべき事項としての記述がなされておりますが、「拠点性の向上」につきましては、将来的に周南地域が中核都市を志向する上では、ぜひとも取り組むべきまちづくりの課題であるとの認識に立って、当計画におけるオリジナルの方向性として打ち出したものでございます。

次に、各リーディングプロジェクトについてでございますが、総数については、従前どおり20といたしておりますが、内容的には2増2減のプロジェクトの入れかえを行うことといたしております。具体的には、当資料の2ページを御参照いただきたいと思います。体系図と2増2減に該当するプロジェクトの説明をいたしております。

まず、追加する「行政機構機能アップ促進事業」につきましては、先ほど御説明をいたしました「拠点性の向上」というまちづくりの課題に対し、新市活性化の起爆剤として、行政面から組織機構を整備し、国、県等とも連携した機動的な施策展開が図られるようサポートの体制を整えようとするものであります。事業内容の概略につきましては、新市建設計画案の21ページを御参照いただきたいと思います。また、「快適な水道基盤整備事業」につきましては、地域住民や地元のニーズ、さらには、合併協議会における御意見等を踏まえて、日々の生活に欠かせない快適で安定的な水周りの環境、いわゆる上・下水道の整備事業をリーディングプロジェクトへの格上げをすることによって新市において責任を持って重点的な取り組みを行おうとするものでございます。事業内容の概略につきましては、23ページを御参照いただきたいと思います。次に、2減のプロジェクトのうち、「市民交流プラザ整備事業」につきましては、これまで下松市において機能分担するといったものであり、女性センター等の生活に密着した機能については、「学びピアランド整備事業」に一本化するものとし、プロジェクトの名称を削除することといたしたものでございます。また、「合併記念公園化事業」につきましては、従前の計画では、合併後の新市の花や木の植樹、さらには合併記念碑、モニュメントの作成等を行うことといたしたものでございますが、今回の合併が「先行合併」と位置づけられており、重複する投資や経費の支出を抑制する視点から、将来的な周南地域の合併動向を見守りながら、事業着手のタイミングを図ることが望ましいと考えられるため、将来において実施を検討していくこととしたものでございます。

最後に、今回の計画が持っている特徴的な性格について、概括的に申し上げます。この度の計画につきましては、大きくは3つの特徴を有していると考えております。まず1つは、あくまでも将来的な中核都市形成をめざすものということで、「中核都市志向の計画」であること。第2点めは、都市の拠点性を高めることとともに地域の均衡ある発展の両面に配慮したものであること。さらに3点めは、住民サービスに直結する施策を重視し、住民生活の利便性、質の向上を目指した「生活者優先の計画」であるという点でございます。総括しますと、中核都市志向、地域バランス重視、生活者優先が今回取りまとめた計画のキーワードであると考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上、計画作成に当たりましての考え方を中心に「新市建設計画(案)」の概略をかいつまんで御説明を申し上げましたが、初めにも申し上げましたように、このほかの資料として「新市建設計画(案)」並びに「参考資料」を添付いたしておりますので、詳細につきましてはそちら御参照いただきたいと思います。

なお、7月24日に開催いたしました幹事会において、原案の提出については御承認をいただいたところでございますが、委員の方から「合併記念公園化事業」をリーディングプロジェ

クトから削除する案に対し、今回の合併は歴史的な節目でもあり、掲載については再考されたいという御要望がございましたことを報告を申し上げまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、財政計画もあわせて御説明を申し上げます。

今回の財政計画につきましては、合併特例法の第5条第1項第4号の規定によりまして、新市建設計画とあわせ作成するものでございます。計画期間は平成15年度から平成24年度の10年間といたしております。

1ページをお開きいただきたいと思います。作成方法は、歳入歳出それぞれ各科目ごとに現況及び過去の実績等、また、国、県の中期財政計画の指標を勘案しながら推計いたしております。今回、作成に当たりましての留意点といたしまして、さきの3市2町の財政計画の推計フローを生かし、3市2町の合併協議会並びに2市2町合併協議会で協議決定された調整結果を踏まえ、合併に伴う主な節減経費、住民負担・行政サービスの格差是正のための経費、合併推進のための国の財政支援措置、合併特例債等取り入れた事業に要する経費を組み入れて作成いたしております。

次に、健全財政の確保といたしましては、まず、1番目に、将来的には収入増が期待できる歳入科目も想定できるところでございますが、多くは伸び率を過去の実績による同額ベースで推移することを基本に推計いたしております。2番目として、地方交付税、国県の支出金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう配慮いたしております。普通交付税は、合併算定替えを適用いたしております。3番目に、地方債は、通常事業にかかる起債の一部を合併特例債の発行に振りかえております。2市2町の通常の起債分は40億円、これを合併特例債分15億円に振りかえております。4番目に、人件費のうち、一般職員は、計画上自治体類似団体を参考に職員数を見込み推計いたしております。その他につきまして、県に対して要望しております合併特例交付金制度は、現在、県で検討中であるため、本計画には組み入れておりません。

次に、財政計画の推計フローですが、先ほど申し上げましたように、3市2町のこの推計フローに倣い作成いたします。まず、に、現行の2市2町の10年間の普通会計による収支見込み額を推計いたしております。それから、として、住民負担・行政サービスの格差是正のための経費を推計、に合併に伴う主な節減経費を推計いたしました。に、新市建設計画に盛り込まれる事業の経費のうち合併特例債を活用した事業の経費を推計いたし、に、合併特例債以外の国の財政支援策を活用する事業費の経費を推計して、これらを最終的にはの現行収支見込み額から、の経費が増額、減額となったものを歳入、歳出ごとに区分して10年間の財政計画といたしております。

3ページをお開きいただきたいと思います。現行の2市2町の10年間の収支見込みでございます。推計の考え方ですが、先ほど申しましたように、歳入、歳出とも2市2町の過去3カ年の決算額の平均を基本といたしております。制度の新設あるいは改正や過去3カ年の特殊要因による著しい増減がある場合には、平成12年度決算額や平成13年度の決算見込み額を採用しております。

4ページをお開きください。まず、歳入でございますが、主な歳入科目について御説明申し上げます。地方税ですが、まずベースを3市2町の財政計画を踏まえて、平成10年度から12年度の2市2町の過去3カ年を平均決算額として合併後の5年間の19年度までは同額で推計をいたしております。20年度以降は0.6%の伸び率で推計をいたしました。ただし、現行の経済情勢を勘案して、以前の3市2町の財政計画では1.2%の伸び率で算定されておりましたが、このたびは県の中期財政計画の伸び率を参考に0.6%に修正変更して推計いたしております。地方交付税ですが、ベースを平成13年度の決算見込み額に、臨時財政対策債、13年度決算見込み額を加算して15年度以降同額で推計いたしております。3市2町の財政計画

では、平成15年度から19年度は1.2%の伸び率で推計いたしておりましたが、現行の経済情勢では伸び率は期待できないと判断して同額ベースに変更いたしてあります。15年度以降、同額で推計いたしてあります。3市2町の財政計画では、平成15年度から19年度は1.2%の伸び率で推計いたしておりましたが、現行の経済情勢では伸び率が期待できないと判断して、同額ベースに変更いたしてあります。国県支出金につきましては、扶助費、補助費、普通建設事業費の対比を勘案して、伸び率を1.0%、0.5%と見込み、推計をいたしてあります。その他の科目については、すべて同額ベースで推計をいたしてあります。

次に、歳出につきましては、まず人件費につきましては、ベースを平成13年度決算見込み額として伸び率を1.9%で推計いたしてあります。退職職員の退職金及び新規採用者にかかる経費を試算して、各年度に加算をいたしてあります。扶助費につきましては、ベースを平成13年度決算見込み額として、伸び率は少子高齢化の進展、その他の社会保障の充実に配慮いたしまして、国の社会保障費予算の伸び率3.8%を採用して、このたび推計いたしてあります。公債費につきましては、2市2町の平成13年度までの起債償還額とあわせ、今後、通常ベース40億円を借り入れることを見込んで推計いたし、平成16年度につきましては、平成7年、8年度起債を借りかえることを見込み、増額となっております。繰出金につきましては、ベースを平成13年度決算見込み額として特別会計に配慮して1%の伸び率で推計をいたしてあります。下の段の普通建設事業費につきましては、2市2町の平成13年度決算見込み額をベースに、同額で推移を見てあります。

歳入、歳出合計の10年間でございますが、歳入合計6,080億3,400万円、歳出合計が6,167億4,600万円で、差し引き87億1,200万円財源が不足ということになります。しかし、実質的には財政処理としては、各単年度で基金とか繰入れ等で調整をされて単年度予算が組まれるということになっております。

次に、6ページを開いていただきたいんですが、住民負担と行政サービスの格差是正のための経費ということで、まず地方税につきましては、個人・法人市民税の不均一課税5年間ということで平成16年度から平成20年度とし、21年度から1,300万円を増額と推計をいたしてあります。繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出し額を3年間3億円と見込んで推計をいたしてあります。歳入につきましては、総額で市税、分担金、使用料、国県支出金等の格差是正のためには16億3,200万円、それと歳出が扶助費、物件費、補助費、繰出金等の格差是正に要する財源が55億8,000万円、したがって歳入歳出格差是正するための経費では新たに39億4,800万円の財源が必要になるということでございます。

次に、9ページでございますが、合併に伴う人件費の変更をあらわした一覧表でございます。ケースを3つ想定をいたしてあります。

ケース1は、一般職員の人件費を自治体類似団体参考によります退職者調整補充をした場合のケースでございます。類似団体の参考につきましては、10ページを御参照いただきたいと思えます。全国自治体の中で類似団体の - 4を採用して職員数を調整いたしてあります。ケース2につきましては、前年度退職者に対しまして3分の2程度新規補充をした場合ということで想定をいたしてあります。ケース3については、前年度退職者に対しまして半数程度新規補充した場合の試算をいたしてあります。

なお、その他の人件費の試算につきましては、12ページに特別職、行政委員会及び附属機関の委員にかかる人件費の試算を掲載させていただいています。13ページには、議会議員にかかる人件費の試算、15ページには農業委員会の委員の試算ということで、今回はケース1を採用いたしまして、その結果、10年間ですが、89億3,800万円の人件費節減が見込まれるという推計でございます。

次に、17ページをお願いいたします。新市建設計画に盛り込まれる事業の経費ということで、合併特例債活用分で、きょう本日差しかえになりましたが、18ページの合併市町村に対

します国の財政支援措置の一覧表でございます。このうち上の1と2が合併特例債に関するものでございます。下の網かけ部分が合併特例債以外の国の財政支援に当たるものでございます。

それで、きょうの変更になった理由を申しますと、まず支援措置の1のまちづくりの建設事業に対する財政措置ということで、内容を見ていただきますとわかりますように、合併年度及びその翌年度から10カ年にわたりということで、11年間特例債が活用できるということでございます。以前の3市2町のときにはまだ合併期日が定まっておりましたので、10カ年の財政計画で組んでおりましたけれど、今回は合併期日が来年の4月21日ということで、合併年度及びその翌年度から10カ年にわたり活用できる規定がございますので、合併初年度については事業展開がなかなか難しいということで、11年ということにしております。標準全体事業額が455億円で、合併特例債が432億円、事業に対する一般財源が5%で23億円、これに対する元利償還金が594億円、交付税措置が416億円、一般財源が30%で178億円。これを財政計画の10カ年に置きかえますと、標準事業額が414億円、合併特例債が393億円、一般財源21億円、これに対する償還金が91億円、交付税措置対象が64億円、それと元利金に要する一般財源を27億円ということが、今回の財政計画ということになります。2につきましては、基金を積むということでございますが、金利が低いということで果実運用は効果が薄いということで、前回同様基金造成はしないものとして計画をいたしております。

19ページには、特例債約432億円を活用して新市建設計画のリーディングプロジェクトと主要施策を反映させ、計画が生じます科目一覧表で通常の地方債40億円から15億円を合併特例債に振りかえた結果も反映させて計画を推計いたしております。

21ページには、合併特例債以外の国の財政支援策を活用した事業費の資料及び変更が生じる科目の一覧表で、については合併直後の臨時的経費に要する財政支援13億円ですが、毎年度2億6,000万を5カ年に振り分けて、これにつきましては行政サービスの格差是正に充てるということで計画いたしております。の市町村合併に対する新たな特別交付税措置の8億円と合併市町村補助金6億9,000万円につきましては、普通建設事業費に充てるということで計画を盛り込んでおります。

最後のページでございますが、の住民負担・行政サービスの格差是正のための経費から、の新市建設計画に盛り込まれる事業の経費にかけて、それぞれ要因を増額、減額した結果を歳入歳出の各科目の10年間にあらわしたものとして、最終ページにお示しをいたしております。

なお、この財政計画は、歳入、歳出の大枠を推計したもので、本計画を一定の指針としながら、新市の単年度におきましては健全財政に配慮しながら予算調整を行うことになるということでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

(河村和登会長)

協議といたしまして、合併協定項目22でございます。「新市建設計画」また財政計画を事務局の方からお示しを申し上げましたけれども、ずっと通して皆さん方の方で何かお気づきの点  
帰新蕊。b二になると{船{ にh a Aい8夕抱( \_夕嘆キ 。b Wの財政

といたしますかね、やっぱりそういうものがだれにもわかる目玉というものがやっぱり要るんじゃないかと。それから、先ほど基本方針にありますいわゆる「元気発信都市」ですから、そういう観点からとらえたときに、「新たな交流拠点施設整備事業」、これは通常、産業会館を目指しておられるんじゃないかなと思うんです。

それから、4番目にあります「行政機構機能アップ促進事業」と、こうあるわけですね。私どもは1月に県の若干の御指導を受けたんですが、産業会館ということで福山市と高松の方を見てきたわけです。かなりの期待を持って実は行ったんですけども、端的に言えばいろんなイベントを開催する会場であったと。相当なお金をかけておるんですね。ちょっと近々な例で言いますと、プロレスを誘致したとか、陶器市を誘致しているようなイベントを仕掛けていくと。これが地元の企業が仕掛けるんならいいんですけども、ほとんど他市からそういった業種のもを呼んで地元の者がお金を出して、お金はよそに逃げていったと。こういう感じで、ほぼ行った方がこんな施設だったらむしろつくらん方がいいよというのが異口同音の感想でございました。

したがって、私どもとしてはやはりこの2番目の交流拠点施設というものを単独につくっていくというんじゃないしに、行政機構機能アップと、これにやっぱりくっつけて本当に中身のあるそういったものをつくるのが、結果的には中心市街地の活性化策に結びついていくと、私はこう思うんです。大変なお金もかかりますから、すぐ1年、2年というわけではありません。したがって、時間はかかってやはり将来はこういうことになるんだというやはりお互いが夢が持てるような、そういう施設づくりをやっていかないと、屋上屋をつくったんでは結局何をしたんかなと、私はそう思うわけでございます。以前にも言いましたけれども、産業会館といえば日本のこの辺にあるようなものをまねしたんでは、もう既に先発隊ではないわけですから、むしろ発想を変えて、行政機能等が例えば近い将来、今の徳山市役所もやりかえることになるわけですから、それらも視野に入れる。さらには、デパートとかそれから県からもいろいろ助成していただいて、思いつきですけども県民会館も一緒に入れるとか、そういった形をつくれれば、結果的には自然に「中心市街地活性化事業」というのは私は実と思うんです。したがって、決して焦ることはないけど、やはりそういう見込みでひとつ物事を今から考えていただいたらなど、こう思うわけでございます。お答えをお願いしたいと思います。

それから、2点目なんですが、「合併記念公園化事業」というのが横棒が引いてあります。いろんな意見がこれあると思いますけれども、やはり一つの先行合併、後々あります。その辺は十分理解できますが、やはりはじめといたしますか、弾みをつけていくという意味からも、これは新たに各地域に公園をつくるわけではないと思いますので、やはり一つの新しい出発ということから考えたときには、出発のときに私はやって弾みをつける方が、将来も云々こう書いてありますけれども、それではちょっとえんかがさめたころそういった事業展開というのはいかなものかと、このように考えます。

それからもう一点、今度は財政の問題でございます。先般の法定協の中でも申し上げましたが、人件費、10ページでございます。ここで職員の削減が253名とあります。先般の法定協でも言いましたが、やはりこういった合併を機会に本当に市の職員でないこの仕事はいけないのか、慣例的に市の職員でやっている仕事も多々あるんじゃないか。そういったものは思い切って民間に落としていくとか、ボランティアでできるものはボランティアでやらせようとか、そういうやっぱり血のにじむような物事を考えると、ここに書いてあります類似団体を指標とすると。類似団体がうまいこといかなから合併しようというのが今の時期だろうと思うんです。だから、既存の17万都市の類似団体を対象にするというのは、今の時代に合わないわけですね。はっきり言いましたら、そのぐらいの厳しい認識を持ってやっていくと。何も即企業感覚を取り入れてやりなさいと私は言うんじゃないんですが、ものの考え方としてやはり10年前と今は違うんです。さらには、企業も血のにじむような合理化をやって税金を納めて

おるわけですね。だから、すべてそれに右へ倣えという考え方ではありませんけれども、そういったベースでもうちょっと考えていけば、これが253人という悠長な数字には私はならないんじゃないかと。そこにやっぱり行政の意気込みを示していくのが、私はこういった合併をするときの一つの先ほどのごみの問題とかはり・きゅうの問題が出ました。やはり市民をいい意味で説得するためには、こういったことも厳しくやって御理解いただくと。こういう姿勢が大事じゃないかと、こういうことで若干声も大きくなりましたけれども、そういった意気込みで私はぜひともやっていただきたいと。もう既存の類似団体というのは10年前の感覚だと、今の時代とは違うんだと、そういう厳しい認識を持つことが私は今の行政マンに一番大切なことではないかと、このように考えておりますので、御答弁のほどよろしく申し上げます。

（河村和登会長）

3点ばかり、新市建設計画あるいは財政計画につきまして中村委員さんの方から御発言ありましたけれども、事務局の方で答弁をさせます。

（事務局）

ては削除いたしておりますけれども、いずれにしましてもここでの議論を踏まえて、そして皆さん方の方でぜひともプロジェクトとしてほしいという要望でまとめれば、我々はこの「合併記念公園化事業」につきましては新市建設計画に盛り込んでいきたいと、そういうふうに考えております。

それから、最後の財政計画ですか、職員数でございますけれども、これ財政計画の方のページで申し上げますと、10ページの中に一般職員の推計における職員数の設定ということで、基本的な職員数の考え方につきましては、職員数は削減の方向で取り組むと、この基本的な方向は変わりません。ただ、この場合に新市移行後も住民サービスの低下を招かないということは、もちろんこれを基本にします。ただ、財政計画上ではほかにいろんな方法があるかわかりませんが、私どもの方としましては類似団体を参考にしながら、財政計画上の数値として250人程度を削減するという方向を打ち出しているものでございます。これは財政計画上の話になります。実際には、これは組織機構でも申し上げたかと思っておりますけれども、新市において職員定員適正化計画というものを策定しまして、実際にそういった中での対応を考えていきたいということで、財政計画上では類団を参考にさせていただいたことにつきましては、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

(吉村徳昌委員)

私が発言するのはどうかと思っておりますけど、中村議員とよく議論をいたしますので、中村議員の考え方はよくわかるんですけど、特に産業会館の件でございますけど、言われるとおりだと思います。私は、先日横浜に私の市内の本社をちょっと訪問したことがあるんですが、たまたま産業会館と県民会館が一緒に並んでおりましたけど、産業会館は使い方にもよるんでしょうけど、ちょっと閑古鳥が鳴くような形で、本当に周南に産業会館をつくってそれが周南の活性化になるかどうかということ、機能とかその内容をもう少し議論して、むしろ県民会館の方が人が多く集まりまして、そういうことで今から産業会館というようになっておりますけど、県とよく相談をして、本当に周南にそういう県の施設なり大きな施設ができて活性化になるようなものをきちんと持っていかなければ、反対にお荷物になるんじゃないかと、このような気がしますので、中でお互いが議論をしてみたいと、このように思っております。

(河村和登会長)

はい、どうぞ。

(中村秀昭委員)

ちょっと関連。例の新市建設計画ですね、だから私が言うのは今までの既存の考え方ではなかなか見ばえはええけど中身がなかったというのが実態でございます。したがって、場所等とかいろんな問題も今から検討されるんですけど、もう既存の考え方で今からものをつくったんでは、でき上がったころはもう20年を超えておると、こういう一つの認識を持ってほしいなというのが一番言いたいんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、合併記念の問題ですが、私はやっぱり一つのけじめ、先ほど言ったように元気を出すという意味からいえば、費用がどのくらいかかるかわかりませんが、やはり一個一個やっていくという方が盛り上がっていくのではないかなと、このように思っております。

それからもう一つは、組織の問題ですが、今局長が言われたことは理解できましたけれども、そういった非常に厳しい時代を迎えたわけですから、やはりこういう機会にひとつ十分その辺をお互い腹に据えてやっていくという気概を持ってほしいなということをや請をしておきたいと、このように考えております。答えがあればよろしくお願ひします。

(河村和登会長)

ありがとうございました。はい、和田委員さん。

(和田明信委員)

徳山の和田でございますが、先ほど中村委員さんが言われましたこの新市建設計画について、目玉がどれなんかわからんということがまず第1点と、前回3市2町ときはリーディングブ

ったことが前提になると思います。

そこで、まずは新市建設計画、そして新しく市になれば当然、総合計画といったものもつくられて、そして実施計画、こういったものがあります。でき得れば、やっぱりきちんと概算事業費なんかを上げて、それから3年なら3年という意味での実施計画なりということで、はっきりどこに緊急性がありあるいは優先性を求められるような事業があるのかと、また皆さんと一緒にそこを理解していただくということでの集中的な投資というのが、私はこの新市建設計画に大きくこれからの将来にかかっているんじゃないかなと思うっております。ぱっと見ばえのええようなものをつくってみても、財政との不透明感、不確実性と、こういったものとあわせて、あるいは前期で一つの計画とする、あるいは後期で一つの計画とするといったような制度をいかに高めるかということが、これから大きく重要な問題になってくると思います。

こういうことで先ほどキーワードがありましたけども、その中でも特に拠点性を高めていく、行政機構をいかに機能アップしていくかといったことに大いにやっぱり認識をそこに注いでいく必要があるかと思うんですけども、だれに聞いていいのかわかりませんが、皆さんにちょっとお聞きしておるんですが、いろいろと会長、皆さんに諮ってみてくださいませ、そういう考え方を。よろしくをお願いします。

(河村和登会長)

兼重委員さんの方から将来新市が誕生したときの魅力というのが、より具体的にまたそのための取り組み、優先順位あるいは緊急性、その裏づけの財政等々についてしっかりしたものをつくろうというお立場での御発言をいただきましたけれども、きょうはまだ皆さん方に協議としてお諮りを申し上げておりますことから、遠慮なくずっといろいろなことを考えておられる方、御発言をいただきたいと思います。

はい、田中委員さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

少し時間をいただきまして、今提示された新市の建設計画並びに財政計画についてつまびらかにしていただきたいという点があるので尋ねてみたいと思います。

1つは、リーディングプロジェクトの中で「行政機構機能アップ促進事業」、21ページに出されていますが、新庁舎建設に向けた検討を進めるといふふうになっています。この点についてもう少し具体的にわかりやすく説明を願いたい。特に、いつごろから始めるのか、そして具体的にいつごろには完成するのかなというような計画、あるいはもう一つはこれと関連いたしますが、新市の発足が現徳山の市役所が本庁として発足するということが、第3回の協議会で決められております。ところが、この現市役所で今新市が発足する際の組織機構あるいは人員がここでどのように収容できるのかなどなのかな、この辺についてももう少しわかりやすく御説明をいただけたらというふうに思います。

それから、この中で23ページですが、「快適な水道基盤整備事業」というのがあります。ここでは熊毛地区への水道計画が対象になっておるといふふうに理解をいたしますが、これについてもう少し庁舎と同じように具体的な説明をお願いをしたい。例えば、水源をどこに求めるのか、あるいは先ほど申し上げましたようにいつごろには着工できるのか、いつごろ完成できるのかなというような点であります。特に、皆さん方御承知のように、熊毛町では水問題に対する関心は非常に高いわけありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それから、その次に財政計画についてであります。財政計画の4ページの収支見込みについて出されていますが、ここで87億円余のマイナスが、単年度ではいろいろ差がありますがけれども、トータルでそういうふうになっています。87億円のマイナスが出ておると。このマイナスというのはどこから出ておるのか、原因がわかれば。と申しますのは、このマイナスが合併によって解消ができるものなのかなどなのかな。それから、合併後もこれは引きずっていく

のかどうなのかということによって、今後の財政計画に大きな影響が出るのではないかと  
ことが考えられますので、この点をお伺いをしておきたいと思ひます。

それから、今度の財政計画は10年間ということになっておりますが、問題は地方交付税が  
11年以降激変緩和措置を経過して、16年目からは普通の市の16万市の規模としての地方  
交付税になってくると。この差が3市2町のときの資料では29億だったかというふうに記憶  
しておりますが、新しい2市2町の枠組みの中では、これがどのくらいの減額になるのかと。

それから、.....

(河村和登会長)

できればですね、今大きく5点について御質問いただきましたけれども、一つ一つやりなが  
ら会議を進めていったら、やっぱり皆さん方にわかりやすいし、その都度また御発言をいただ  
けたらと思ひますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

(田中泰典委員)

では、ここで一応そういう点について御答弁をいただきたいと思ひます。  
あともう少し後の機会でお願ひいたします。

(河村和登会長)

また発言していただきまZので。今、斗尙委員さんの方がる　　ぐく5点の潮岐て瑚　停いた  
だきまこた岐れどら。　bアシx,タ　でノ「こたことに　ぐまして御勳壺でき　ぞとにつぐめしWば  
は。答弁をさ虚ていず+　ク-ネ+x　"

" Y f + 又 )

たず.0んな　n(/　いず+　(+ミン　3つと　か　わいりまほ　\*　やども?また呉勳  
だ　れるというふえに思ひます。

まh　@擅　のノヤ　スにつお-　して瑚　いず+　めし僅　榛レ@につお-　しては、ツサ餛点W  
境の軒池　るいた規模、ツクンス竊な　6側に+「　いびし、新市　りきまして、婚吾新子の申W抬  
のノ　ロミをZる　リtに"　^ .宕覆　j　ノ\_アX　のふツウ　潮」啞び竿ながらノ　弔していく  
いうふうにヨフFていります、ツサ餛撤でに「駁ば　8)ミを自と。ただ.gケレ　,　".きましてた、  
卦　のといれリy [ 梶　のgケレ　-怒　蠅孜b　ヤとし自といくぞとが、奄　ゆれておみめすが?+タヤ

にてq ".きまこて瑚　n(\*　.ただきまこた　に　タ汎機ユニに　ぐましてた　そWソヨ  
これいし　.　この　(の　カに　るめすので、そ綱5　,X　ばういけ　にWと  
ままは　ツ(　こノ　i　リvに警　\*　に　ぐお+　,h/　カをさ拒ていず+　た　

,@、ず.　-余　裔I |リ痰「めす。　ぴめ　襠.tかルHソアヤと°　ず,襠.tかルHソアヤこ  
ずP　妊　m　x+リvヌ　ア。I%ク-ネ+　て　i　ユ禎タ7　づ7リ4s0i5　という驚とx((!てい  
ず.　-　ソ-x+余裔　ノをY)ミ　リvに鉗　ヨNイ　を鳩み僻してトウ?ホイ　髯H+P磁残ネ  
かと鄰ぐます、をぴペ%　仇　驚む\_イ　\*　ルN載zネ,h　\*　いことで、裴&　いことを呉　W  
bず\*　(,　ぐお-8\*　q鄰お-ネ+x　こZか支　ヤ　7　ウW　に　　ユヌ芽　2ペ　さのをたW  
啞ペヤ`罪せてリ　ホリ　ヨ勺ア。q"　俶8\*　q"　ていりますので、暮yル　/　れず\*(,  
8\*　|お-ネ+x　"

これいし　マ　WI　Qめ裨ら争,タ9+x\*　イ　　市　ソ2ぐ失ホるリt裨ら争,タめoこたいWと  
醜\*またけり,x.　　驚ぬ飄{　"-ず-ネ+X,ミ　に　旨　ソ9,　いお\*残いり　8イオx.　磁  
(!ぜ額x"　ク-　こな-暮　リ+　8-　て?+8,餛輒9ホ説牟　をせ　磁という驚とrW  
8-估いず+　イ+いば|お-ネ+x,ネ,X　残失+　リ\*旭う　リ+　8-ます。

に広域的水道施設整備にかかる年次計画の策定というものを位置づけております。これはどういう意味かと申しますと、安定給水と経営の効率化のためには、合併後旧徳山、旧新南陽市の上水道の統合計画や、整備水準の統合を図るために旧熊毛地域の上水道の整備計画並びにこれに関連いたします光地域広域水道計画との整合を図りながら、周南市における水道事業を進めていく必要があるということから、広域的水道施設整備にかかる年次計画の策定という記述をしているものでございます。

それから、今水源の話がございましたけども、「一部事務組合の取扱い」ということで、合併協定項目13で次回ぐらいに御協議いただくことになろうかと思っておりますけども、3市2町の協議結果等を参考にしますと、熊毛町が今参加しております1市4町の広域水道事業、2市2町においても周南市がこの企業団の構成団体ということになろうかというふうに考えております。そうした中、将来にわたっての安定給水あるいは水道未普及地域の解消のために広域水道企業団を1市4町で設立をし、今日まで至っているわけでございますけども、周南市が構成団体になるわけでございますので、熊毛地域の水源をどのようにするかというのは、今後周南市が他の構成団体の方と、今度構成変わりますので2市3町になろうと思っておりますけど、2市3町で協議を行っていくということになろうというふうに考えております。

(河村和登会長)

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

どうもまだ全く具体的になりにくい面が数々あるんですが、要するに今新しい市役所にしろ、それから水道にしても、これは今からというふうに理解をせざるを得ませんが、そういうなんでもいいんですか。というのは、市役所については白紙というふうに答弁があったと思いますが、一応計画の中ではプロジェクトチームをつくってやっていくと、推進するというふうになっていきますので、やはり住民の皆さんはどういうふうになるんじゃないだろうかという関心は非常に強いと思っておりますので、できるだけ早くこのことを明らかにしていただきたい。

水道事業についても、やはりそういうことであります。

それから、財政計画について答弁がありました。これは私が質問した4ページのところは見込みだというふうな答弁でありましたが、やはり見込みにしても単年度でそれぞれの年度でマイナスが出るというのは、どこかにマイナスの要因があるというふうに一般的に見てそうなるというふうに思います。そういったしますと、その原因はどの辺にあるのか。これが合併によって解決できるものなのかどうなのか、あるいは合併後も引きずってこれに対応していかねばならないのかという点がいま一つ不明確であります。これはきょうで協議が終わるということではないようですので、ぜひわかりやすい説明ができるようお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど課題が多いからということで一応途中で打ち切ったわけですが、人件費にかかわる問題ですが、これが250人の削減を前提として約89億円余りが削減できるということになっております。そういったしますと、私たちの関心は熊毛町の役場が総合支所となるというふうなことでありますが、そういったしますと250人あるいは本庁機構を組織するための要員等を勘案した場合に、熊毛町の総合支所にどの程度の人員が配置されるのであろうかという辺が町民としては知りたいところであります。この点がわかればひとつ御答弁をお願いします。

それから、やはりこれは水道計画、新庁舎についてもありますが、これは具体的でないということなので財政の方も裏づけがないということなのかもしれません。やはり相当の財政規模を要する事業でありますので、早急に手を打っていただくということが大事ではないかというふうに思います。

以上の点、わかる範囲で御答弁をいただきたいと思います。あとはまた協議の中で出していきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

先ほども御答弁申し上げましたけれども、職員数につきましては現在組織機構等の中でもいろいろと検討しておりますけれども、現時点で熊毛町にどのぐらいの職員が配置されるかということはまだ申し上げる状況になくて、今準備作業の中で現在検討中であるということで御理解をお願い申し上げます。

以上です。

(河村和登会長)

はい、どうぞ。

(福田文治委員)

福田でございます。2点ほどちょっとお伺いさせていただきます。

計画の中では2011年に人口17万人にしたいということで、基本的な考え方の中の地域の特性の強調というところで、「多様な産業の集積による雇用の創出を図り、元気で活気に富んだまちづくりに推進する」とありますが、「地域の特性を最大限に生かして多様な産業の集積による雇用の創出」とありますから、何か具体案があるのかなと読んでみて思うんですが、何かそういった雇用の創出が図れるのかどうか、具体案があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう一点ですが、財政計画の中の職員の数のことなんですが、住民サービスの基本的な考え方についてちょっとお伺いいたしますが、この辺の企業でも10年、20年前は受付嬢というのがおありまして、今どこの企業に行っても電話が1個置いてあるだけですよね。それで、その関係の会いたい人に電話してから出るというような。例えば、市役所で行ってすぐ仕事がしてもらえると、これどうかなと僕は思うんですよね。過剰人員じゃないか。忙しいときの人を配置しておって、暇なときに行ってすぐ対応してもらえると。これは私は住民サービスでも何でもないというような気がします。これ基本的には私の考えですけど。5分、10分待ってもらっても、やっぱり市民も余りクレームをつけない、市民に待ってもらうと、それが本当の住民サービス、税金をたくさん払って職員ふやしたらそれは幾らでもすぐ対応できますけど、そういった面でやはりそういう基本的な住民サービスはどうなのかなということをちょっと私思うと、職員の数にしても250人削減するということになっておりますけど、もっと削減できるんじゃないか、もっと住民の皆さんにそういったことで我慢してもらわんにやいけん時期ではないかなと私は思います。そして、それに対応できる行政改革といいますか、例えば忙しいときには、月曜日には多分市役所にたくさんの方が来られるときには、庁舎内で人員をそちらに配置するとか、そういう改革をどんどんやっていくことが私は必要なんじゃないかなと思いますが、そういった住民サービスに対する基本的な考え方というか、その辺ちょっと難しいとは思いますが、私はそれが合併の一つの目玉にもならなければならない問題じゃないかなと私は思っているんですが、いかがでしょうか、答えられれば結構ですでお伺いいたします。

(河村和登会長)

はい。

(事務局)

先ほど雇用の創出の具体案はあるのか、それと同時に住民サービスの基本的な考え方につい

での御質問をいただいたわけなんですけれども、これにつきましてはいろんな考え方がそれぞれあるかと思えます。雇用の創出につきましては、この新市建設計画の中にも産業基盤の充実を十分に図っていこうじゃないか、そういった中で新たな交流拠点施設もその一環となろうかと思えますけれども、基本的には合併によってやっぱり魅力ある都市づくりをやっていこうと、都市全体の魅力というものを上げることによって、若者の流出も押さえることができるし、定着すればまたそれなりの企業というものも留まるし、また新たにこの地域に集積することも考えられますので、そういった面で雇用の創出の実際の実体案とまでいきませんが、基本的にはそういうことになろうかと思えます。

それで、こういった考え方につきましては、お手元の11ページから12ページにかけて「未来を開く創造都市」という中で、特に12ページの中ほどになるかと思えますけれども、上から9行目ですか、「第3次産業は、地域の次世代産業として、情報通信、環境、住宅、教育、都市環境、流通・物流、福祉・医療、生活文化などの産業やビジネス支援型サービスなどの企業を誘致するとともに、地域内においても創業、育成に努めます」とそういった面での努力もあわせて行うことによって雇用の創出を図っていきたいということで、基本的にはそういった考え方でございますので、よろしく申し上げます。

それから、住民サービスの基本的な考え方については、おっしゃることは十分にわかりますので、基本的には住民サービスという視点につきましても、12ページ以下に市政運営の基本方針というところにいるような基本的な考え方を記述させていただいております。そういったことを全体的に見ていただいて、住民サービスの基本的な考え方ということで御理解をいただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(河村和登会長)

いろいろ御意見をいただきたいというふうにはきょうは協議事項で御提案申し上げておりますけれども、3時間余りたちましたことから、この資料も皆さん方にお届けしましたのがたしか24日だったかと思えますけれども、しっかり協議をしたいということもありまして、さらに次回にも提案させていただきまして御協議を申し上げたいと、このように考えております。そういうことで、もう一方御発言をいただきまして、それからまた次回にしっかり協議をしたいと思っております。手を挙げられた方には、なかなか大変ですね、民間の方から優先で。

(三浦義孝委員)

今回の資料を見させていただいて、事務局の方が大変御苦労されて、そういうたたき台があるから我々勝手に好きなことを言えるわけでありまして、そういう意味では感謝を申し上げたいと思うんですが、とりわけこの20のリーディングプロジェクトの中の先ほど御指摘のあった拠点性の向上ということに私は大いに期待をいたしたいというように思います。きょう先ほど質問がありましたように、予算的な割り振りがわかりませんが、私は前回の3市2町のときの市役所の所在地のときにちょっといろいろもめました、新市建設計画であえて言わずに、私はそのときにまたとんちんかんなことを申し上げました。私は、合併して新しい目玉と言うては言葉は悪いんですが、やっぱり情報発信になる大きな基地ができなければいけないと思って、そのためには大変言葉は悪いんですが、ほかの徳山市以外はちょっと我慢して、徳山市の真ん中をとにかく中心街を活性化する、これが一番私たちの大きな共有財産、今の市民にとってまた将来の市民にとっても大きな共有財産になる。そのためには何をしたらいいのか。先行合併でありますから、将来2市1町の方がすばらしいものができているな、すばらしいまちづくりだなと言って魅力を感じて入ってもらえるようなそんなものをつくった方がいい。そうはいっても全部徳山市に投下したんでは、ほかの方はそんなら合併のメリットは何なのかということになりますから、これはちょっと除外しても、しかし私は個人的には全部投下してでも、

例えばこの前は駅ビルを解体してあそこに市役所を建てたらいい、あるいは商工会議所も入ったらいい、あるいは県の総合庁舎もああいうところに建ててもらわんでもそこに入ったらいい、その上に何かソフトの目玉でITセンターのようなものをつくったらいいなんてこの前は申し上げましたが、別にそうだという意見は当然ないわけでありませぬ。それはどうしても自分のところの利害関係が絡みますから、うちはゼロにして何で徳山市にしなくてはいけないかということになるんですが、徳山の誇るのはやはり港と駅が一緒だということと、そして今商店街は衰退をしておりますけど、あの御幸通を中心としたあの真ん中を何とか元気よくしなけりゃいけない、夢みたいなことですが、そんなことをするうちに線路の一本でもつぶして、その上に高架にして駐車場の大きいのを開いたら、月曜日から金曜日まではそこに入っている人が使うから、土、日は全部無料開放したら、あのあたりの商業の活性化に大変なるんじゃないかというようなことを思ったりするんですが、その上に何をつくったらいいのかなと。

先ほど産業会館の話が出まして、中村委員なり吉村副会長の話を聞きながら、私も実はそれと同じことを想像しておったんですが、地場振興センターのちょっと大型の箱物ができるだけの産業会館であっていいんでしょうか。私はこの前、実は徳山高専の天野校長先生のところへこの資料を持って、私の夢は実はほかのところはこの際は我慢をして、徳山をやってくださいとって一極集中で何かやったら、この合併特例債に基づくものがあそこで何ぼでできるかわかりませぬけど、素人ですから、そういうことを相談をしましたら、いや三浦さんそのとおりだと、その上に先生いわく、天野先生が3つすぐ言われたんです。その一つは、あの上にこのあたりの誇るものは、先ほどの重厚長大じゃないですけど、大変立派な企業があって研究センターがある。これからはものをつくることよりは技術開発に大変これに重点を置かなければいけない。そのためには可能かどうか私はそれを聞いてわからないんですが、出光さんの研究所、トクヤマさんの研究所とか、そういう各社の研究所があつた駅ビルの上に全部入って文字どおりガラス張りにして、そこで総合的な各社の研究と同時に、研究員のそれぞれの交流による、徳山高専もその中に行ったらいいですよ、産学共同になりますねという話も夢を語り合いますが、そういう立派なというか新しいアイデア等も踏まえていただいて、何かそこに集中的なものができないかなんて思うんであります。しかし、これを全部つぎ込んだんではやっぱり合併もできませんので、このリーディングプロジェクトのとおりになると思うんですが、願わくば安心と安全というキーワードに代表されるものは当然残さなければいけないけど、できるだけこの拠点性の向上ということに大変大きなエネルギーと資源と情熱とを互いにつくっていったら、何か将来に託すための大きな、それは市役所でなくてもいいんですが、そういうものにつながるんじゃないかなと。一市民としての大きな希望であり、期待であります。

以上です。

(河村和登会長)

いろいろ御発言があらうかと思えますけれども、答弁の方は次回の方にさせていただくことといたしまして、今御発言だけ伺いたいと思えます。はい、廣本委員さん。

(廣本武生委員)

鹿野町の廣本でございます。私は、この新市建設計画に当たって、やはり一番住民から求められておるものは、やはり一番先にやるべきは基盤の整備だ、いわゆるインフラの整備でございますが、これがまず皆さんが一番求めている問題だろうと思っておりますが、先ほどの熊毛の水道あるいは下水道等もこういったことも入るわけでありませぬが、私は道路関係についてちょっと質問をお願いしたいと思います。

新市建設計画の参考資料の中の4ページから7ページまで記載されておりますが、まず幹線道路、それから都市計画道路、そして県道の改良事業、市道の新設改良事業と、こう道路網の整備が挙げられております。まず、幹線道路の整備についてであります。実は大変私の方の

ことに関係しますので言いにくいんですが、例えば国道の315、栄谷トンネルの整備、これが挙がっております。それから、それぞれの市の方の道路の計画が挙がっております。それから、県道の改良事業、市道についてはこれはもちろん現在のところの町道も入っているわけですが、まずこのものについてはそれぞれの市、町で10カ年の基本計画をつくっておられまして、その中に盛り込まれているものがそのまま挙げられているのではないかというふうに思います。

それはそれで結構なんですけど、私がお願いをしたいのは県の関係でございまして、県道の改良事業、改良でございまして部分的なものが挙がっておりますけれども、県の方とのヒアリングでこれはもちろん挙げられておるんだと思います。しかし、この程度のことでは私どもにはさっぱりわからないわけで、ついそれぞれの道路の突角改修だとか、一部改修するとかいうのではよくわからないわけでございまして、現在県の方で全然計画のないものが挙がっているわけではないと思いますが、どの程度この新市の管内での道路網の整備について予算を計画をされているのか、あるいはすべての投資額はわからないにいたしましても、どの程度進捗をしていくのか、これがもう当面来年4月21日に合併しまして、それから後のこと、近い将来のことでございますので、県とどのようなヒアリングがあったのか、その辺についてきょうはお答えいただけないかと思いますが、県の方と話し合われて、もう少し具体的に挙がってくるといいかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、特に私どもは国道315の栄谷トンネルに大きな関心を払っているわけでありまして、それぞれの市、町においてもそういうことがあろうかと思っておりますので、大型のところについてはもう少し具体的にいろいろなことがわかれば大変幸せるがというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

(河村和登会長)

はい、藤村委員さん、どうぞ。

(藤村周介委員)

新南陽の藤村です。若干意見といいますか、このリーディングプロジェクト自体が今後本当に周南のまちの将来をある意味では決めていくものだろうというふうに思います。私が思うに、年齢でいうと私が一番若い世代に近いものですから、若者の意見としてとらえていただきたいと思っておりますし、私個人の意見としてでもいいんですけど、例えば拠点づくりといいましても基地をつくった、基地をつくってどこに発信していくのかということもあります。じゃあ市民生活において何かというと、やはり一番身近なのは個の自分自身がまた市民が豊かである、または高度情報化に対応できるような基盤づくりと。だから、情報発信は外に向けて、またはインフラはじゃあどうなっているのか総合的にとらえていくと、やっぱり大きくプロジェクト自体を考えて直していかなければいけないのかなというふうにも思ったりするわけです。

道の問題もそうでしょうし、根本的な考え方をもう一度見直すべきではないかと。先ほどもこの地域特性を生かした雇用の創出というふうな話もあったわけですけど、これは個人的な私のアイデアとしては、例えばこのまちに入った瞬間、防府から湯野に入った瞬間、このまちが何か違う、または熊毛に入った瞬間、このまちは何か違うんじゃないかと思わせるようなまちづくりというんですか。例えば、じゃあもう電線を全部なくしてしまおうと、すべて埋設にしてこのまちには電線がないまちであると。その電線と同時にインフラ整備、インターネットであるとかケーブルの配置を行って高度情報化をしていくと。埋設していく技術というものじゃあ日本中に売っていきましようとかですね。今回のこのリーディングプロジェクト自体も新市建設計画も、合併特例債等を利用してなくて、もっと企業からの融資も逆に事業としてですよ、埋設していくのにNTTだ中電だと、大手の企業を含めて資金の調達をしながらまちの開発をするとか、何かもっとお金の使い方、または調達の仕方とかあるんじゃないかなと

いうふうに思うわけですね。やはり本当に今から大事なのはやっぱり高齢化に向かっていくわけですから、そういったまちの基盤づくりというものをもっと根本的に考えていった方が、将来にわたっていいのではないかなというふうに思います。ちょっと思いつきのような話で申しわけないんですけど、できましたらこのまちが本当に電線がないまちになれば、どんなにきれいなまちかと皆さん想像していただければわかると思いますけど。ちなみに、岡山駅前ほとんど電線がないですね、先日行きましたけど、駅前に降りた途端、ぱっと見た瞬間、一本も電線ないです。非常に廃墟のようなビルもありますけど、すごくきれいに見えると、一度皆さん想像していただいて、このまちが電線のないまちになればどんなまちになるのかと。当然、土木建築であるとか、そういったものの事業もある意味では長期にわたって創出できるのかなと。事業者も喜ぶし、通信事業としても逆に全国に新たな技術として出していくこともできるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

(河村和登会長)

はい、児玉委員さん。

(児玉研一委員)

まずは、新市建設計画のリーディングプロジェクトに熊毛地域の水道整備を位置づけていただいて、まずはありがとうございます。皆さんにお礼申し上げます。現在、熊毛町の簡易水道は、周南市になりましても引き続き責任を持って管理していただいて、そして将来にわたっての安定供給と、現在水道が整備していない地域への拡充のために水道整備計画を作成し、熊毛地区の水道基盤を整備するということと私は理解しておりますが、このことについてこの考え方でいいのかということを確認したかったんですが、といいますのはやっぱり整備計画は確かに将来的にはプロジェクトであるわけですが、それに至るまでの各団地の簡易水道についても新市になって本当に安心して管理していただけるのか、その辺は当然だと思いますが、再度その辺の確認のためにちょっとしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(河村和登会長)

今、児玉委員さんから熊毛の水道問題について触れられましたけれども、町民の方にとって非常に大切なことであることから、リーディングプロジェクトの一翼に加えさせていただいております。お話しがありましたけれども、たしか今熊毛にあっては地下水をくまれて、12カ所の簡易水道を町が引き受けられて一生懸命頑張っておられます。そのことは新市におきましてもそのまましっかり引き継いでいくと、そういう形になるかと思ひます。

はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

一点だけちょっと多少危惧する点がありますので、生意気な言い方かもしれませんが、釈迦の耳に説法ということになると思うんですけど、今我々がやろうとしているのは、新市のマスタープランを協議してつくろうということで、新市になって具体的な事業の要するに事業費はこのぐらいかけて何年度にこれをやろうとか、そういうことは当然新市の市長及び議会の仕事であるということです。合併協議会というのはあくまでも新市のマスタープランをつくる、基本的な方向性だけつくる、それだけのやっぱり権限、能力しかやっぱりないと思うんです。その辺をきちっとわきまえてやらないと、余り細かいところに行くところとどんどん深みにはまっていったって、やはりこれはまとまらないと思ひます。その辺はやっぱり皆さんぜひ確認をお願いしたいと思ひます。

以上です。

(河村和登会長)

ありがとうございました。

はい、渡辺委員さん。

(渡辺輝明委員)

ちょっと今藤井委員の言われたのに逆行するんで、申しわけないんですが、私はやはりこのリーディングプロジェクトですね、これが本当に将来を左右するというふうに思っております。理想としては、都心を中心にしてピラミッド型にいいまちが形成されるということが一番いいと思いますが、特に徳山駅の周辺の整備ですね、これなど非常に大事だと思いますし、また前回、我々特別委員会を開催いたしましたときにも、新市の事務所、これをどこにするか、先ほど御意見がありましたように、徳山の駅ビルあたりを高層化して、ここに事務所をつくったらどうかと。あるいは、徳山の動物園をどこかに移転をさせて、そこに新市の庁舎をつくったらどうかとか、こういう意見も出されております。先ほど和田委員の方からこのリーディングプロジェクトに対する予算規模がわかったら次回示してほしいということがございまして、先ほどそれは出すというふうに言われたと思うんですが、あわせて私は合併の効果をできるだけ早めるためには、やはりこういった事業を優先的に取り組んでいくのかというものも必要だろうと思うんですね。あわせて、そういった優先順位等が考えられておりましたら、次回あわせて御提示をしていただけたらというふうに思います。

それから、ひとつ財政計画で、答弁は次回でも結構ですが、特に気になりますのが、この地方税の歳入なんですね。私は、今から地方自治体における地方税の税収というのは非常に厳しいんじゃないかと、少子高齢化が進みますし、働く人はどんどん減ってくる。こういう状況の中で、非常に税収が厳しくなるんじゃないかというふうに思っております。これを見ますと、平成20年以降0.6%の伸びというふうなことで計画をされております。これは先ほど福田委員が言いましたように、1万人程度の人口の伸びを見込んでおられる、そういうものなのか。あるいは、経済情勢の向上というものを見込まれてのことなのか。このあたりがちょっと気になるところであります。そういったところの考え方がございましたら次回で結構ですが、お聞かせをいただけたらというふうに思います。

以上です。

(河村和登会長)

はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

最後にちょっと要望ということなんですけれども、徳山市議会の特別委員会の方では、少数意見としては、合併特例債に頼ったハードを中心ということで、後年度の財政負担とか考えるかどうかというような少数意見もあったんですけれども、大勢とすれば新市建設のマスタープランとして非常によくできているので、異論はないということが大勢でした。できるだけ早くできれば議案として出していただくように要望いたします。

(河村和登会長)

いろいろ御意見いただきましたけれども、ただ今委員の皆さん方から御意見、御要望等を踏まえたたくさんの御発言をいただきました。今、皆さん方にお示しをいたしております新市建設計画、財政計画につきましては、再度次回に協議をさせていただくということでお願いを申し上げたいと思います。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは、ただ今協議として合併協定項目の22の「新市建設計画」、財政計画につきまして、きょうお示しを公にさせていただきます。再度次回の法定協の中で協議をお願いをさせていただくということでもとめたいと思います。ありがとうございました。

長時間にわたりましてありがとうございました。それでは、次回は8月10日午後1時30分から遠石会館の方を予定しておりますことから、御出席の方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もし御発言があればどうぞ。

(和田明信委員)

2回目の町名のところで「徳山」という名前を前回検討するというものではございましたけど、どのようになりましたでしょうか。よろしくお願いいたしたいと思います。

(河村和登会長)

いろいろな方からそういう御要望があることは、私たち2市2町の首長もよく知っておりますし、どのように協議したかということについてはまだまだ継続協議ということでお許しをいただきたいと思います。

はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

合併協議会もかなり佳境に入ってまいりました。みんながこうして議論をしているわけですが、みんなの気持ちの中には一点少し心配があります。やっぱりこの議論が実を結ぶようにみんなできていかなければなりません。熊毛町においても、これだけの財政計画あるいは新市の建設計画が示されました。このことをしっかり理解してもらって、この場が私たちは一心同体ですから、ぜひこれが成り立つようにみんなで応援もしなければなりませんし、努力の方もしてほしいと、私はこう思います。ぜひこの会はもう佳境に入っています。最後をきれいにきちり仕上げると、この努力をお願いいたしたいと思います。

(河村和登会長)

ありがとうございました。力強い御発言をいただきまして、また頑張りたいと思います。これからは委員の方大変お忙しい身でありますけれども、御協議の方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉じます。御協力ありがとうございました。

〔午後4時45分閉会〕

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長(議長)                      河            村            和            登

署 名 委 員                      末            次            雅            文

署 名 委 員                      津            田            孝            道

署 名 委 員                      田            崎            義            雄

署 名 委 員                      青            木            孝            二